

# 官報

号外 昭和二十七年五月十九日

## ○第十三回 参議院會議録第四十一号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午前  
十時二十六分開議

議事日程 第四十号

昭和二十七年五月十九日

午前十時開議

第一 会社更生法案(第十回国会  
内閣提出、第十二回国会衆議院  
送付)(委員長報告)

第二 破産法及び和議法の一部を  
改正する法律案(第十回国会内  
閣提出、第十二回国会衆議院送  
付)(委員長報告)

第三 町村の警察維持に関する實  
任転移の時期の特例に関する法  
律案(衆議院提出)(委員長報告)

第四 国立学校設置法の一部を改  
正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

第五 連合国及び連合国民の著作  
権の特例に関する法律案(内閣  
提出)(委員長報告)

第六 信用金庫法施行法の一部を  
改正する法律案(衆議院提出)(委  
員長報告)

第七 貸付信託法案(内閣提出)(委  
員長報告)

第八 關稅法の一部を改正する法  
律案(内閣提出、衆議院送付)(委  
員長報告)

内閣委員	鈴木 安幸君	電気通信委員 黒川 武雄君
人事委員	石原 勝市郎君	労働委員 一松 政二君
文部委員	北村 一男君	経済安定委員 工藤 鐘男君
同	加納 金助君	同
農林委員	工藤 鐘男君	同
運輸委員	黒川 武雄君	同
郵政委員	草葉 隆圓君	同
同	中山 謙彦君	同
電気通信委員	田方 進君	同
労働委員	一松 攻二君	同
経済安定委員	中川 孝平君	同
同	寺尾 小淵 彰君	同
左の通り指名した。	野田 卵一君	同
同	寺尾 豊君	同
同	中山 幸平君	同
同	草葉 隆圓君	同
人事委員	田方 進君	同
文部委員	寺尾 豊君	同
同	小淵 彰君	同
厚生委員	中川 幸平君	同
同	寺尾 豊君	同
同	石原幹市郎君	同
同	加納 金助君	同
農林委員	北村 一男君	同
運輸委員	野田 卵一君	同
郵政委員	安達君	同

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員 読を省略いたします。

去る十六日議長から左の報告書を提出した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

た左の公聽会開会承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。

公聽会開会承認要求書

一、事件の名称 電源開発促進法案

二、公聽会の問題 地方行政制度審議會設置法第九條の規定による

規定に基づく報告書

三、公聽会の開会承認要求書

四、公聽会開会承認要求書

五、公聽会開会承認要求書

六、公聽会開会承認要求書

七、公聽会開会承認要求書

八、公聽会開会承認要求書

九、公聽会開会承認要求書

十、公聽会開会承認要求書

十一、公聽会開会承認要求書

十二、公聽会開会承認要求書

十三、公聽会開会承認要求書

十四、公聽会開会承認要求書

十五、公聽会開会承認要求書

十六、公聽会開会承認要求書

十七、公聽会開会承認要求書

十八、公聽会開会承認要求書

十九、公聽会開会承認要求書

二十、公聽会開会承認要求書

二十一、公聽会開会承認要求書

二十二、公聽会開会承認要求書

二十三、公聽会開会承認要求書

二十四、公聽会開会承認要求書

二十五、公聽会開会承認要求書

二十六、公聽会開会承認要求書

二十七、公聽会開会承認要求書

二十八、公聽会開会承認要求書

二十九、公聽会開会承認要求書

三十、公聽会開会承認要求書

三十一、公聽会開会承認要求書

三十二、公聽会開会承認要求書

三十三、公聽会開会承認要求書

三十四、公聽会開会承認要求書

三十五、公聽会開会承認要求書

三十六、公聽会開会承認要求書

三十七、公聽会開会承認要求書

三十八、公聽会開会承認要求書

三十九、公聽会開会承認要求書

四十、公聽会開会承認要求書

四十一、公聽会開会承認要求書

四十二、公聽会開会承認要求書

四十三、公聽会開会承認要求書

四十四、公聽会開会承認要求書

四十五、公聽会開会承認要求書

四十六、公聽会開会承認要求書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際お詫びいたします。山内卓郎君から琉球へ旅行のため会期中、請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議なしと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議なしと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、会社更生法案、日程第二、破産法及び和議法の一部を改正する法律案、いずれも衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

小野義夫君

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

### 審査報告書

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日  
法務委員長 小野 義夫  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
伊藤 修 玉柳 實  
加藤 武輔 吉田 法晴  
岡部 常 長谷山行毅  
左藤 義詮 一松 定吉

目次中「第一百六十四條」を「第一百六十三條」に、「第一百六十五條」を「第一百六十四条」に改める。

3 申立書には、前項に掲げる事項の外、債権者が申立をするときはその有する債権の額及び原因、株主が申立をするときはその有する

三條」に、「第一百七十五條」第一「百八條」を「第一百七十四條」第一「百九條」に、「第二百十九條」第一「二百三十條」に、「第二百十一條」第一「二百三十一條」に、「第二百四十條」第一「二百八十二條」に、「第二百三十二條」第一「二百七十二條」に、「第二百八十一條」第一「二百九十二條」を「第二百七十三條」第一「二百八十四條」に、「第二百九十三條」第一「二百九十七條」を「第二百八十五條」第一「二百八十九條」に、「第二百九十八條」第一「三百三條」を「第二百九十九條」第一「二百九十五條」に改める。

第十三條第二項中「株券又は社債券」を「社債券又は株券」に改める。  
第十四條第一項中「株主名簿若しくは社債原簿」を「社債原簿若しくは社主名簿」に改める。  
第十七條第二項中「商号、管財人を選任しないときは、その旨」を「名稱」に改める。  
第二十五條中「第二百八十一條」若しくは第二百八十二條」を「第二百七十三條若しくは第二百七十四條」に改める。

第二十一條第一項中「管財人がないときは会社」を削る。  
第二十五條中「第二百八十一條」若しくは第二百八十二條」を「第二百七十三條若しくは第二百七十四條」に改める。

第五條を「第二百七十七條」に改める。  
第三十條第一項中「資本の十分の一に當る金額若しくは百万円以上」の「資本の十分の一以上に當る」に改める。

第三十二條第三項を次のように改める。

第二十六條第一項中「第二百八十條」を「第二百七十七條」に改める。

第五十五条第一項中「管財人がないときは、管財人が左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬものとすることができる。

第五十六条第一項中「管財人がないときは、管財人が左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

第五十七条第一項中「又は管財人」を削る。

第五十九條第二項中「管財人がない場合を除き」を削る。

第六十一條第一項中「管財人がないときは審査人若しくは会社」を削る。

第四十三条を次のよう改める。

第四十三条の見出しを「調査委員の監督等」に改め、同條中第一項を第二項とし、第二項を第三項とし、第一項として次の第一項を加える。

調査委員は、裁判所の監督に属する。

第五十五条第一項に「規定に反する」を「許可を得ないとした」に改める。

第五十六条第一項中「管財人がない場合を除き」を削る。

第五十七条第一項中「又は管財人」を削る。

第六十四條第一項中「その物品を受け取らない間に」の下に「買主につける」の下に「第一項」を加える。

株式の数を記載しなければならない。

2 調査委員が前項の注意を怠つたときは、その調査委員は、利害関係人に對して連帶して損害賠償の責に任ずる。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立により又は但書を削り、同條第一項中「届出の期間」を「届出期間」に、同條第二号及び第三号中「一月」を「二月」に改める。

4 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立により又は但書を削り、同條第一項中「六月」を「一年」に改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

5 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人を削り、「管財人がないときは会社」を削る。

6 第六十六條第一項中「管財人がないときは会社」を削り、同條第二項中「管財人、管財人がないときは会社が更生手続開始後に」を「管財人が」に改め、「又は会社」を削る。

7 第六十七條第一項中「六月」を「一年」に改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

8 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立により又は但書を削り、「管財人がないときは会社」及び「管財人がないときは会社」を削る。

9 第六十九條第二項中「管財人の選任がないとき、又は」を削り、同條第六項中「管財人がないときは会社」及び「管財人がないときは会社」を削る。

10 第六十九條第二項中「管財人の選任がないとき、又は」を削り、「第二項」を加える。

11 第七十二條第一項中「管財人がないときは訴訟手続は、中断する。

12 第七十二條第一項中「管財人がないときは会社は、訴訟手続を受け難く」とあるが、この場合においては、会社は、訴訟手続を受け難い。

13 第七十八條第二項中「第二百二十二條」の下に「第一項」を加える。

第七十九條第二項中「管財人がないときは会社」を削る。

第八十二條第一項中「訴又は否認の請求」を「訴、否認の請求又は抗弁」に改め、「管財人がないときは更生債権者又は更生担保権者」を削る。

第八十七條第二項中「第七十八條」の下に「第一項」を加える。

第八十七條第一項中「第七十八條」の下に「第一項」を加える。

第九十三條中「更正手続の終了に至るまで中止する。」を「中止する。」に改め、同條に次の二項を加える。

第六十九條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「会社」とあるのは、「更生債権者又は破産管財人」と読み替えるものとする。

第九十四條を次のように改める。

(選任) 管財人は、その職務を

第九十四条 管財人は、その職務を行ふに適した者のうちから選任しなければならない。

第九十七条を削り、九十五条中「管財人の選任があつたときは、」を削り、同條を九十六條とし、第九条を九十七條とし、九十四条の次に次の二項を加える。

第九十五条 信託会社、銀行その他

の法人は、管財人となることがで  
きる。

2 法人が管財人に選任された場合  
には、その法人は、代表者のうち  
管財人の職務を行うべき者を指名  
し、裁判所に届け出なければなら  
ない。

第三百三條第一項中「管財人がないときは会社。以下本條中同じ。」を削る。

第一百一十二条但書中「第一百二十二条」の下に「第一項」を加え、「管財人がないときは会社」を削る。

第一百六十三条の見出し中「債権」の下に「等」を加える。

第一百二十二条を次のように改め  
(租税等の請求権)

第一百二十二条 更生計画において、国税徵收法又は国税徵收の例によつて徵收することのできる請求権につき、「一年以下の期間の徵收の猶予又は滞納処分の執行の猶予の定をするには、徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならず、減免、二年をこえる期間の徵收の猶予又は滞納処分の執行の猶予、債務の承継その他権利に影響を及ぼす定をするには、徵收の権限を有する者の同意を得なければならない。」

第一百五十三条中「管財人がないと」とは、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるとう審査人がある場合における」を削る。

第一百四十七条第一項中「管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある」とは、その審査人」とを削る。

第一百五十七条第一項中「第一百二十

二條」の下に「第一項」を加える。

第一百五十八条第一項中「管財人が行う審査人」とを削る。

第一百五十九條第一項但書中「第一百三十條の規定により滞納処分の執行が猶予されている期間中は、の同意をすることができる。

二 徵收の権限を有する者は、前項の同意をすることができる。

三 第一項の規定により滞納処分の執行が猶予されている期間中は、時効は、進行しない。

第一百三十一條中「審査人」を削る。

第一百三十三條中「管財人がないとときは審査人及び会社」を削る。

第一百三十七条を次のように改め  
(管財人の出頭)

第一百三十七条 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人の出頭がなければすることができない。

第一百三十八条第一項中「(管財人がないときは会社。以下本條中同じ。)」を削る。

2 前項の受託会社が総社債権者のために同項に掲げる行為をする場合に同項に掲げる行為をする場合においては、各別に社債権者を表示することを要しない。

第一百四十五条第一項中「更生担保権届出の期間」を「更生担保権の届出期間」に改める。

第一百六十五条第一項中「審査人、」を削る。

第二回の関係人集会に報告しなければならない。

第一百九十五条 管財人は、第一百七十九條第一項中「審査人、」を削り、受託会社は、社債権者集会の決議により、総社債権者のために、更生債権又は更生担保権の届出、譲決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。

「管財人がないとときは会社」を削る。

第二回の関係人集会に報告しなければならない。

第一百九十六条第一項中「二百一十條」を「二百一十條」に改める。

第二百一十二条第一項第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権を有する者は、

二 第二百二十二条第一項第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権を有する者は、

三百三十二条の規定により滞納処分の執行が猶予されている期間中は、

第三百八十九條及び第三百九十四条中「管財人がないとときは会社」を削る。

第三百九十五条を次のように改める。

第三百九十五条第一項中「二百一十條」を「二百一十條」に改める。

第二百一十二条第一項第五号及び第二百一十二条第一項第五号を「二百一十條」に改める。

三百三十二条の規定により滞納処分の執行が猶予されている期間中は、

議決権を有する者、更生担保権の減免その他期限の猶予以外の方法によりその権利に影響及ぼす定まる計画案については議決権を行使することができない更生担保権者の全員」に改める。

第二百二十四條中「審査人」を削る。

第二百五十九條第一項中「第二百八十八條」を「第二百八十九條」に改める。

第二百五十九條第一項中「第二百八十九條」を「第二百八十七條」に改め、同條第五号中「会社又は整理委員及び更生手続開始後に」を削り、「行為」を「資金の借入その他の行為」に改め、同條第七号中「又は会社」を削る。

第二百五十九條第一項に次の後段を加える。

債務の弁済資金の調達方法及び計画において予想された額をこれる収益金の使途に関する條項についても、また同様である。

第二百五十條第二項中「又は第二百六十九條の規定に基づき計画から除外されるもの」を削る。

第二百一十九條を次のように改める。

(債務の期限)

第二百二十一條 更生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限

が猶予されるときは、その債務の

期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないとき

又は担保物の耐用期間が判定でき

ないときは二十年をこえてはなら

ない。

第二百一十六條中「若しくは審査人」を削る。

第二百三十四條第一項第十四号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第二項中「第二百二十二條」の下に「第一項」を加える。

第二百三十六條第二項中「第二百四十九條」を「第二百二十一條」に改める。

第二百三十六條第一項第十四号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第十五号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第十六号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第十七号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第十八号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第十九号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十一号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十二号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十三号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十四号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十五号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

第二百三十六條第一項第二十六号中「第二百三十一條」を「第二百二十三條」に改める。

3

第二百五十九條第一項、第二

三百六十九條第一項、第二

三百七十九條第一項、第二

三百八十九條第一項、第二

三百九十九條第一項、第二

四百零九條第一項、第二

四百一十九條第一項、第二

四百二十九條第一項、第二

四百三十九條第一項、第二

四百四十九條第一項、第二

四百五十九條第一項、第二

四百六十九條第一項、第二

四百七十九條第一項、第二

四百八十九條第一項、第二

四百九十九條第一項、第二

五百零九條第一項、第二

五百一十九條第一項、第二

五百二十九條第一項、第二

五百三十九條第一項、第二

五百四十九條第一項、第二

五百五十九條第一項、第二

五百六十九條第一項、第二

五百七十九條第一項、第二

五百八十九條第一項、第二

五百九十九條第一項、第二

五百一百九十九條第一項、第二

五百二十九條第一項、第二

五百三十九條第一項、第二

五百四十九條第一項、第二

五百五十九條第一項、第二

五百六十九條第一項、第二

五百七十九條第一項、第二

五百八十九條第一項、第二

五百九十九條第一項、第二

五百一百九十九條第一項、第二

五百二十九條第一項、第二

五百三十九條第一項、第二

五百四十九條第一項、第二

五百五十九條第一項、第二

五百六十九條第一項、第二

五百七十九條第一項、第二

五百八十九條第一項、第二

五百九十九條第一項、第二

五百一百九十九條第一項、第二

五百二十九條第一項、第二

五百三十九條第一項、第二

五百四十九條第一項、第二

五百五十九條第一項、第二

五百六十九條第一項、第二

五百七十九條第一項、第二

五百八十九條第一項、第二

五百九十九條第一項、第二

五百一百九十九條第一項、第二

八五八

第二百八十九條第一項及び第二百八十九條を「第二百九十九條」に改める。

第二百八十七條中「第二百八十五條中、管財人がないときは会社若しくは整理委員」を削る。

第二百八十九條第一項中「第二百八十九條」を「第二百三十七條」に改める。

第二百六十九條第一項中「第二百六十九條」を「第二百三十七條」に改める。

を加える。

第三百三十九條第一項中「審査人、整理委員」を削り、同條第三項中「第二百四十四條及び第二百四十

五條」を「第二百三十六條及び第二百

三十七條」に改める。

第三百二條中「第一百九十二條第一項及び第二百五十五條第四項」を削る。

第三百三條第一項第三号中「第二百五十六條」を「第二百四十八條」に、同項第四号中「第二百七十條」を「第二百六十二條第一項」の規定によつてすべき公告若しくは通知をすることを省き、又は同様に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

同條第二項中「第三号」を「第一号」に改める。

第一百六十條を削り、第一百六十條を第百六十條とし、以下第百八十條まで順次一條づつ繰り上げる。

第一百八十一條を削り、第一百八十二條を第百八十條とし、以下第百八十五條まで順次二條づつ繰り上げる。

第一百八十六條から第百八十八條までを削り、第一百八十九條を第百八十九條とし、第百九十九條を第百八十五條とする。

第一百九十一條から第百九十三條までを削り、第百九十四條を第百八十六條とし、以下順次八條づつ繰り上げる。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法案は、經濟的に窮境にあるが、なお再建の見込のある株式会社について、その会社又は一定の資格を有する債権者、株主の申立

により、裁判所の監督のもとに、更生手続を開始し、更生計画を作成して、会社の資本構成を変更し、或いは、新会社を設立する等の方法によつて会社の債務を整理し、会社の事業の維持更生を図り、企業の解体による社会的損失を防止し、併せて債権者、株主等の利害を適切に調整することを目

的とするものであつて、従来の和譲法や商法の会社の規定等では、

充分に満たすことのできなかつた欠陥を、補おうとするものであつて、現下のわが國の經濟界の実情に照し、必要且つ適切なる立法である。

但し、当委員会においては、更生手続開始申立権者の範囲、管財人の選任範囲及びその権限、国税等の徵收と更生手続との関係、担保権者の保護及び本法の施行期日等について、十八項目にわたる修正を行い、もつて本法の運用に遺憾なきを期した。

二、事件の利害得失

従来のこの種の立法は、債権者の満足を因ることを主眼とし、そのため企業の維持更生の如きは、第二義的な意義しか有しなかつたのに対し、本法は積極的に企業の維持更生を図ることに重点を置き、債権者等の利害の調整を副次的なものとみた点において、画期的な立法といふべきであり、現下わが国の經濟界に裨益するところ大なるものがあると認める。

三、費用

本法施行のため昭和二十七年度

の予算に、三百萬円を計上している。

#### 会社更生法案

第十回国会及び第十二回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和二十六年十一月十日  
参議院議長 林 謙治  
衆議院議長佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)  
会社更生法

目次  
第一章 総則(第一條—第二十九條)  
第二章 更生手続の開始(第三十條—第九十三條)  
第三章 管財人(第九十四條—第一百一條)  
第四章 更生債務者、更生担保権者及び株主(第二百一條—第二百六十四条)  
第五章 関係人集会(第六十五回—第一百七十四條)  
第六章 更生手続開始後の手続(第二百一十九條—第二百三十九條)  
第七章 更生計画の條項(第二百一十九條—第二百三十九條)  
第八章 更生手続の廃止(第二百一十九條—第二百九十二条)  
第九章 更生手続の廢止(第二百一十九條—第二百九十二条)  
第十章 裁判及び報償金(第二百一十九條—第二百九十二条)

九十三條—第二百九十七条

#### 附則 第十一章 則則(第二百九十八条—第三百三條)

(目的) 第一章 総則

第一條 この法律は、第幾にあるが再建の見込のある株式会社(以下「会社」という。)について、債権者、株主その他の利害關係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

(更生手続の効力発生の時) 第二條 更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

(外国人の地位) 第三條 外国人又は外国法人は、会社の更生に關し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

(属地主義) 第四條 日本国で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ効力を有する。

(法律の適用) 第五條 外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

(民事訴訟法の準用) 第六條 更生手続に関する裁判所は、この所在地を管轄する地方裁判所に移送されることができる。

(民事訴訟法の准用) 第七條 前條の裁判所は、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の営業所又は財産に管轄する。

(民事訴訟法の准用) 第八條 更生手続に関しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査) 第九條 更生手続に関する裁判は、法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

(裁判の職権没達) 第十条 更生手続に関する裁判は、職権で送達しなければならない。

(抗告) 第十一条 更生手続に関する裁判に對しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につ

取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

#### 第六條 更生事件の管轄

所在地、外國に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専屬する。

(更生事件の管轄) 第六條 更生事件は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専屬する。

(更生事件の管轄) 第六條 更生事件は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専屬する。

(更生事件の管轄) 第六條 更生事件は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

き利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して二週間とする。

## (公告)

第十二條 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

## (掲示による公告)

第十三條 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條

第一項の規定にかかるわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準すべき公署の掲示場に掲示してすることができる。この場合には、掲示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

2 前項の規定は、会社が無記名式の株券又は社債券を発行している場合は、適用しない。

## (社債権者等に対する送達)

第十四條 この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に対する送達は、社債権者又は株主からこの法律の規定による住所の届

出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその

者が会社に通知した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定によつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

## (掲示による公告)

第十三條 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條

第一項の規定にかかるわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会

社の本店（外国に本店があるとき

は、日本における主たる営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所又

はその管轄区域内の市町村の事務

所若しくはこれに準すべき公署の掲示場に掲示してすることができる。この場合には、掲示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

## (掲示による公告)

第十三條 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條

第一項の規定にかかるわらず、新聞

紙上の掲載に代え、裁判所及び会

社の本店（外国に本店があるとき

は、日本における主たる営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所又

はその管轄区域内の市町村の事務

3 前條第四項の規定は、第一項の

出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定によつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(送達に代る公告)

第十六條 この法律の規定によつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定によつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(登記による届出)

第十七條 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で連絡

され、その旨をも登記しなければならない。

2 登記所は、更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に

抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に

の贈本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

(否認の登記)

第二十一條 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管

財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

(否認の登記)

第二十二條 第十九條第一項及び前條

第一項の規定は、更生手続開始決

定取消、更正手続廃止又は更生計

画不認可の決定が確定した場合及

び更生計画認可又は更生手続終結

の決定があつた場合に準用する。

2 第十九條の規定は、前項の場合に準用する。

(登記への準用)

第二十三條 第十九條の規定は、前項の場合に準用する。

(登記への準用)

第二十條 登記所は、前三條の規定による登記の嘱託を受けたとき

は、登記所は、更生手続開始決

定取消、更正手続廃止又は更生計

画不認可の決定が確定した場合及

び更生計画認可又は更生手続終結

の決定があつた場合に準用する。

2 登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社につい

て和議開始、整理開始又は特別清

算開始の登記があるときは、職権

で、その登記をまつ消しなければ

あるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

(破産の登記)

第二十一條 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管

財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

2 前項の規定は、更正手続の施行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪

又は変更が生じた場合に準用する。

(破産の登記)

第二十二條 第十九條第一項及び前條

第一項の規定は、更生手続開始決

定取消、更正手続廃止又は更生計

画不認可の決定が確定した場合及

び更生計画認可又は更生手続終結

の決定があつた場合に準用する。

(破産の登記)

第二十三條 破産宣告前の会社に

ついて更生手続開始申立棄却、更

生手続廃止又は更生計画不認可の

決定が確定した場合において、会

社に破産の原因たる事実があると

認めるときは、裁判所は、職権

で、破産法（大正十一年法律第七

十一号）に従い、破産の宣言をす

ることができる。

2 前項の場合においては、第十九

條の規定による登記又は前條にお

いて準用する第十九條の規定によ

ることができる。

2 前項の場合においては、第十九

條の規定による登記又は前條にお

いて準用する第十九條の規定によ

ることができる。

(登記所の登記)

第二十四條 会社財産に属する権利で

あるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

2 前項の場合においては、第十九

條の規定による登記又は前條にお

いて準用する第十九條の規定によ

ることができる。

八六〇

登録の嘱託とともにしなければならない。

**第二十四條** 前條第一項の規定によつて破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は訴訟破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準ずべき者の行為は、その前に支拂の停止又は破産の申立てがなされたときは、これを支拂の停止又は破産の申立てとみなし、共益債権は、財团債権とする。

**第二十五條** 破産宣告後の会社について更生手続開始申立て却て、第一百八十一條若しくは第二百八十二條の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定により破産手続が続行されたときは、共益債権は、財团債権とする。

**第二十六條** 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、裁判で破産の宣告をしなければならない。

**第二十七條** 前項の場合においては、破産法第一編の適用については更生計画認可の決定によつて効力を失つ

た破産手続における破産の申立て時に破産の申立てがあつたものとみなして、共益債権は、財团債権とする。

**第三條** 第二十三條第二項の規定は、第一項の場合に適用する。  
**第二十七条** 第二十三條第一項に掲げる決定をした場合において、相当事と認めるときは、裁判所は、その決定の確定前においても和議の申立てをすることが認められる。

**第二十九條** 他の法律によつて会社の清算人が会社に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、更生手続開始の申立てをすることが妨げない。

**第二章** 更生手続の開始  
**(手続の開始)**  
**第三十条** 事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立てをすることができる。

**第三章** 申立ての趣旨  
**四** 更生手続開始の原因たる事実  
**五** 会社の目的及び業務の状況  
**六** 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

**七** 会社財産に関する事項  
**八** 更生計画に関する申立て人の意見  
**九** 申立て書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立てをするときはその有する株式の数、債権者が申立てをするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

**第三十三条** 更生手続開始の申立てをするときは、その有する債権の額又は株式の数をも説明しなければならない。

**第三十四条** 更生手続開始の申立てをするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

は、和議のために生じた債権又は和議手続の費用とみなす。

**(申立て書)**  
**第三十一條** 更生手続開始の申立ては、書面でしなければならない。

**第三十二条** 申立て書には、左の事項を記載しなければならない。

**(費用の予納)**

**第三十五条** 更生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店(外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本店中同じ。)の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

**第三十六条** 申立て書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立てをするときはその有する株式の数、債権者が申立てをするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

**第三十七条** 更生手続開始の申立てをするには、更生手続開始の申立てをするときは、更生手続開始の原因である事実を説明しなければならない。

**第三十八条** 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第百二十一條に掲げる請

求權につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

(審尋)

第三十六條 債權者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ。）を審尋しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第三十七條 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職權で、更生手続開始の申立につき決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害

(他の手続の履行につき意見を述べることができる)。

(明治三十年法律第二十一号)による滯納処分、国税徵收の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分の中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その效力を失う。

4 第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

6 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

7 その他申立が誠実にされたものでないとき。

が債權者の一般の利益に適合するとき。  
五 更生の見込みがないとき。  
六 租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないとき。

(保全処分)

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害關係人の申立により又は職權で、会社の業務及び財産に關し仮差押、仮

処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処

分を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による裁判は、決

定である。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(調査委員)

第四十條 裁判所は、必要があると認めることは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第

三十八條第一号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、管財人の選任並びに会社の業務及び財産に關する保

全処分の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさ

せ、更生手続を開始することが適当であるかどうかにつき意見書を提出させることができます。

六 租税債務の履行を回避し、その他の租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないとき。

(調査委員の調査)

第四十一條 調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用者に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができます。

2 調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができます。

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

2 調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることができる。

3 調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることが可能である。

1 更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上

間は、決定の日から一月以内でなければならない。

2 第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から一月以内でなければならない。

3 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以下の期間を存しなければならない。

(開始決定書)

第四十五條 更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(開始と同時に定めるべき事項)

第四十六條 裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

2 裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、会社の業務及び財産に關し仮差押、仮

処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることが可能である。

1 更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から一月以内でなければならない。

2 第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から一月以内でなければならない。

3 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以下の期間を存しなければならない。

(開始の公告及び送達)

第四十七條 裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、國稅徵收法が係属し、その手続によること

が債權者の一般の利益に適合するとき。  
五 更生の見込みがないとき。  
六 租税債務の履行を回避し、その他の租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

(調査委員の監督)

第四十三條 調査委員は、裁判所の監督に屬する。

第四十四條 重要な事由があるときは、裁判所は、裁判所の監督に屬する。

(開始の公告及び送達)

第四十七條 裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の

事項を公告しなければならない。

一 更生手続開始決定の主文  
 二 管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨  
 三 前條の規定により定めた期間及び期日

四 会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。

2 管財人、審査人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知っている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならぬ。

(開始の通知)  
 第四十九條 前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務省裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前條第一項第一号及び第三号に掲げる事項に变更された場合に準用する。

(書類の備置)  
 第四十九條 更生手続開始の申立てに関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覽に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(抗告)  
 第五十條 更生手続開始の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

2 第三十七条の規定は、更生手続開始申立ての決定に対して即時抗告があつた場合に準用する。

(開始決定の取消)  
 第五十一条 更生手続開始取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2 第四十七条第二項及び第四十八条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定においては、管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

3 第一項の規定においては、管財人、管財人がないときは会社は、大損害を賠償しなければならぬ。

(開始後の業務及び財産の管理)  
 第五十三条 更生手続開始の決定がされた場合には、管財人が置かれたときは、会社の事業の經營並びに財産の管理及び处分をする権利は、管財人に專属する。

(裁判所の許可を要する行為)  
 第五十四条 管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

3 第一項の規定においては、管財人、管財人がないときは会社は、大損害を賠償しなければならぬ。

(開始後の会社の行為)  
 第五十六条 会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、管財人がない場合は、管財人が主張することができない。

2 第五十六条の規定は、更生手続開始後会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

(開始後の権利取得)  
 第五十七条 更生手續開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に關し会社又は管財人の行為によらないで権利を取得しても、それはならない。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

3 第一項の規定においては、管財人、管財人がないときは会社は、大損害を賠償しなければならぬ。

(開始後の登記及び登録)  
 第五十八条 不動産又は船舶に關しては、更生手続開始前に生じた登記原因に基づき更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二條第一号(登記の申請に必要な手続上の條件が具備しないとき)の規定による仮登記は、更生手続の關係においては、その効力を主張することができる。但し、管財人が管財人に対する弁済ができない。但し、管財人が管財人に対する弁済ができない。

五 訴の提起  
 六 和解及び仲裁契約  
 七 権利の放棄  
 八 共益債権及び取戻権の承認  
 九 その他裁判所の指定する行為

第五十二条 更生手続開始後の終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることを可能とする。

第五十三条 前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に對抗することができない。

第五十四条 前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に對抗することができない。

第五十五条 前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に對抗することができない。

第五十六条 会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、管財人がない場合は、管財人が主張することができない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登記又は仮登記に準用する。

第五十七条 更生手續開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の關係においても、それが、更生手續開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合は、更生手續の關係においても、その効力を主張することができる。

2 更生手續開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合は、更生手續の關係においてのみ更生手續の効力を主張することができる。

2 更生手續開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合は、更生手續の關係においてのみ更生手續の効力を主張することができる。

(善意、悪意の推定)  
 第六十条 前二條の規定の適用については、更生手續開始の公告前においては、更生手續開始の公告前においては、その事実を知らなかつたものと推定し、公告後においては、その事実を知つてしたものと推定する。

## (共有関係)

第六十一条 会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人、管財人がないときは、会社は、分割をしない定があるときで

も分割の請求をすることができ

る。

2 前項の場合においては、他の会

有者は、相当の償金を支拂つて会

社の持分を取得することができる。

(取戻権)

第六十二条 更生手続の開始は、会

社に属しない財産を会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

第六十三条 更生手続の開始前会社

に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

(運送中の売渡し物品の取戻)

第六十四条 売主が売買の目的たる

物品を買主に発送した場合に、買

主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地でその物品を受け取らない間に更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人、管財人がないときは、会社が裁判所の許可を得て代金の全額を支拂つてその物品の引渡しを請求することを妨げない。

2 前項の規定は、第二百三條の規定

の適用を妨げない。

## (間屋の取戻権)

第六十五条 前條第一項の規定は、物品買入の委託を受けた間屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

## (賃借の取戻権)

第六十六条 会社が更生手続開始前に取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻権者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。管財人、管

財人がないときは、会社が取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合も、また同様である。

2 前項の場合において、管財人、管財人がないときは、会社が更生手続開始後に反対給付を受けたときは、取戻権者は、管財人又は会社が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

## (他の手続の中止等)

第六十七条 更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、

特種清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、す

ることができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基づき会社財産に対し既にされている

## (賃借の取戻権)

第六十八条 更生手続開始の決定は、中止するため必要があると認められたときは、管財人、管財人がないときは、会社の申立により又は職權で、中止した手続又は処分の取消

は決定の日から六月間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴収法による滞納処

分、国税徴収の例による滞納処

及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができる。

2 前項の場合において、管財人、管

財人がないときは、会社が更生手

続開始後は、反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

## (他の手続の中止等)

第六十九条 前條の規定によつて中止された訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に關しないもの

又は更生債権に關しないもの

は、管財人又は相手方ににおいてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とす

## (裁判所の処分)

第六十条 第二項及び第三項の規定により処分をすることができない、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6 裁判所は、更生に支障をきたさ

ないと認めるときは、管財人(管

財人がないときは、会社)若しくは第百二十二條に掲げる請求権に

## (強制執行、仮差押、仮処分及び競

売)

充法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。2 更正手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可手続きは、決定の日から更生手続終了までの間又は、若しくは更生手続終了までの間又は決定の日から六月間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴収法による滞納処分は、既にされているこれらの処分は、中止する。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは、会社の申立により又は職權で、中止した手続又は処分の取消が可能である。但し、その期間は、三ヶ月をこえることができない。

4 前項の期間の伸長をすること

ができる。ただし、その期間は、三ヶ月をこえることができない。

5 第二項及び第三項の規定により徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

6 第二項及び第三項の規定が適用されない場合は、管財人又は相手方ににおいてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

## (訴訟手続の中断)

第六十一条 第二項の規定によつて中止された訴訟手続は、訴訟手続が中断される。

2 前項の決定があつたときは、移送を受領された裁判所は、訴訟手続開始後他の裁判所に係属するに至つたものについて

が他の裁判所に係属するときは、

決定期定によつて続行された手続又

は処分に関する会社に対する費用

の規定によつて続行された手續又

は処分に関する会社に対する費用

の規定によつて続行された手續又

は処分に関する会社に対する費用

の規定によつて続行された手續又

は処分に関する会社に対する費用

の規定によつて続行された手續又

は処分に関する会社に対する費用

により又は職權で、中止した手続又は処分の続行を命ぜることができる。

又は処分の続行を命ぜることができるときは、管財人、管財人がないときは、会社の申立により又は職權で、担保を供させない

で、中止した手續又は処分の取消を命ぜることができる。但し、破産手続については、この限りでない。

7 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

8 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

9 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

10 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

11 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

12 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

13 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

14 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

15 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

16 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

17 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

18 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

19 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

20 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

21 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

22 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

23 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

24 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

25 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

26 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

27 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

28 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

29 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

30 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

31 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

32 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

33 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

34 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

35 第一項の規定によつて効力を失つた手續のために会社に対して生産手続については、この限りでない。

社は、当然訴訟手続を受継する。(行政庁に係属する事件)

財産関係の事件で更生手続開始当時行政庁に係属するものに準用する。

- 一 発起人、取締役、監査役又は清算人に對する株金拂込請求権又はその責任に基く損害賠償請求権の査定
- 二 前号の株金拂込請求権又は損害賠償請求権につき發起人、取締役、監査役又は清算人に對してする保全処分
- 三 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第一号の处分をすることができる。
- 四 第三十九條第二項及び第三項の規定は、第一項第一号及び前項の規定による处分に準用する。
- 五 第三十九條第一項の規定による査定の申立てをするときは、その原因たる事実を説明しなければならない。
- 六 裁判所が職權で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。
- (査定に関する裁判)
- 第七十四條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。
- 二 裁判所は、決定前害關係人を審尋しなければならない。
- (異議の訴)
- 第七十五條 査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から

- ら一月の不交期間内に、異議の訴を提起することができます。
- 二 査定を認可し、又は変更した判决は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
- 三 第一項の訴は、更生裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。
- 四 故個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。
- (査定の效力)
- 第七十六條 前條第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときもまた同様である。
- (時効の中斷)
- 第七十七條 査定の申立ては、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。職權による査定手続の開始も、また同様である。
- (否認権)
- 第七十八條 左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができる。
- 一 会社が更生債権者又は更生担保権者(以下本條で「更生債権者等」といふ。)を害することを知つてした行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の當時支拂の停止等があつたこと又是更生債権者等を害する事實を知つていたときに限る。
- 二 会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に関する行為であつて、会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に屬しないもの。但し、債権者においてその行為の当時は会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてしまつた事実を知らなかつたとき、支拂の停止等があつた後の場合は、なお、その事実をも知らなかつたときは、この限りでない。
- 四 会社が支拂の停止等があつた後又はその前六月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

- 行為の当時更生債権者等を害する事實を知らなかつたときは、この限りでない。
- 二 前項の規定は、会社が第百二十一條第一項第五号及び第二百一十二条に掲げる請求権につき、その徴収の権限を有する者に対するとした担保の供與又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。
- (手形債務支拂の場合の例外)
- 第七十九條 前條第一項の規定は、会社から手形の支拂を受けた者がその支拂を受けなければ債務者の一人又は数人に對する手形上の権利を失う場合には、適用しない。
- 二 前項の場合において、最終の債務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがされたときは、其の請求によつて、管財人、管財人がないときは会社は、これららの者に会社が支拂つた金額を償還させることができる。
- (権利変動の対抗要件の否認)
- 第八十条 支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがされた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後惡意でしたものであるときは、これを否認することができない。
- (否認の請求についての裁判)
- 第八十三条 否認の請求をするときは、その原因たる事實を説明しなければならない。
- (否認の請求原因の疎明)
- 第八十四条 否認の請求を認容すれば、これを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならぬ。

- 2 前項の規定は、会社が第百二十一條第一項第五号及び第二百一十二条に掲げる請求権につき、その徴収の権限を有する者に対するとした担保の供與又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。
- (執行行為の否認)
- 第八十一條 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるときは、その行為が執行行為に基くものであるとき、でも、行うことを妨げない。
- (否認権の行使)
- 第八十二條 否認権は、訴又は否認の請求によつて、管財人、管財人がないときは更生債権者又は更生担保権者が行う。
- 2 前項の場合において、最終の債務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがされたときは、其の請求によつて、管財人、管財人がないときは会社は、これららの者に会社が支拂つた金額を償還させることができる。
- (否認の請求原因の疎明)
- 第八十三条 否認の請求をするときは、その原因たる事實を説明しなければならない。
- (否認の請求についての裁判)
- 第八十四条 否認の請求を認容すれば、これを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならぬ。
- 2 裁判所は、決定前相手方又は被得者を審尋しなければならない。
- (異議の訴)
- 第八十五条 否認の請求を認容する

決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不審期間内に異議の訴を提起することができます。

## 2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

### 第八十六條 否認の請求を認容する

決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の效力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、同様である。

### (否認権行使の効果)

第八十七條 否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

## 2 第七十八條第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

### (相手方の地位)

第八十九條 会社の行為が否認された場合には、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、共益債権者としてその権利を行うことができる。

2 反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者

としてその権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

### (相手方の債権の復活)

第八十九條 会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによって原状に復する。

### (転得者に対する否認権)

第九十條 左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に對しても、また行使することができる。

### 一 転得者が転得の当時各その前

### (選任)

者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対し否認の原因があるとき。

### (注意義務)

第九十四條 管財人は、その職務を行ふに適した利害関係のない者のうちから選任しなければならない。但し、数人の管財人を選任する場合には、そのうちの一人を利用関係のある者のうちから選任することができる。

2 第八十七条第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支拂停止を知ったことに基く否認の制限)

### 第三章 管財人

2 第八十七条第一項の規定は、前項の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支拂停止を知ったことを理由として否認することができない。

### (否認権行使の期間)

第九十二条 否認権は、更生手続開始の日から一年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときは、また同様である。

### (訴訟行為取消訴訟等)

第九十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條(訴訟行為取消権)の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、更生手続の終了に至るまで中止する。

### (選任)

第九十六条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

### (数人の管財人の職務執行)

第九十七条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

### (調査委員に関する規定の適用)

第一百一條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

### 管財人の職務を行ふべきもの指名し、裁判所に届け出なければならぬ。

第九十九條 管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

### (当事者適格)

第九十五条 管財人の選任があつたときは、会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

### (任務終了の場合の緊急処分)

第一百條 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

### (計算の報告義務)

第一百一條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

### (計算の報告義務)

第一百三條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

か又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告を受けた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職權で、前項の期間を伸長し、又は短縮することができる。

4 前三項の規定は、労働契約には適用がないものとする。

第五百四條 前條の規定によつて契約は、損害の賠償につき更生手続があつたときは、相手方としてその権利を行うことができる。

2 会社の受けた反対給付が会社財産中に現存するときは、相手方につき共益債権者としてその権利を行なうことができる。

(開始後の手形の引受等)

第五百五條 為替手形の振出し又は裏書入たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその支拂をしたとき又は、これによつて生じた債権につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権と

2 前項の規定は、小切手及び金銭目的とする有価証券に準用する。

3 第六十九條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。  
(質借契約等)

第五百六條 賃貸人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時における当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 前項の規定により更生手続の関係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生手続によらなければ、弁済を行なうことは、相手方は、その価額にいたりときは、相手方は、その権利を行なうことができる。

2 前二項の規定は、地上権及び承小作権について準用する。  
(交換計算)

第五百七條 交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合において、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができる。

2 前項但書の場合において同項の請求権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者との権利を放棄する。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権と

2 前項の規定は、小切手及び金銭目的とする有価証券に準用する。

3 第六十九條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。  
(一部の保証の場合は)

第五百八條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人にについて更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始當時有する債権の全額につき各更生手続における債権者としてその権利を行なうことができる。

(会社が保証債務を負う場合)

第五百九條 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始當時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。  
(将来の求債権)

第五百十條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行なうことがある求債権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行なうことができる。

2 前項但書の場合において同項の請求権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者との権利を放棄する。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権と

3 前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行なうことがある求債権について準用する。  
(一部の保証の場合は)

第五百十一條 第百八條、第百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。  
(更生債権の弁済の禁止)

第五百十二條 更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をしてその権利を行なうことができる。  
(定期金債権)

第五百十五條 前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

第五百十六條 第百十四條の場合において期限が不确定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不确定であるときは、また同様である。  
(不確定定期限債権)

第五百十七條 債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではあるがその額が不确定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

昭和二十七年五月十九日 参議院会議録第四十一号 会社更生法案外一件

(條件附償権及び将来の請求権)  
第百十八條 條件附償権は、更生手続開始の時における評価額による。

2 前項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

(源泉徴収所得税等)

第百十九條 更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まで納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前に更生手続開始の原因に基いて生じた会社の使用者の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

(優先権の期間の計算)

第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのばつて計算する。

(劣後の更生債権)

第百二十一條 左に掲げる請求権は、更生債権とする。

1 更生手続開始後の利息

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三 更生手続参加の費用

四 前号に掲げるもの外、更生手続開始の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

過料

五 更生手続開始前の罰金、料

刑訴費用、追徴金及び

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその選付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四條第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)(通告处分の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとして、選付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの)

に掲げるものの以外のものは、この限りでない。

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができる。

(租税等の請求権)

第百二十二条 国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権については、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免、徴収

は、更生計画において減免、徴収の猶予、債務の承継その他の権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(更生担保権)

第百二十三条 更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生手続開始前に存在する場合を除く。

(更生債権の届出)

第百二十四條 第百二十條、第百二十三條第二項及び第百十四條から第百十八條までの規定は、更生担保権者の譲決権に準用する。

(更生債権の届出)

第百二十五條 更生手続に参加しようとするとする更生債権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各債権の内容及び原因、譲決権の額並びに一般の優先権のある債権又は第百二十一條第一項に掲げる債権(以下「劣後の債権」といふ)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその原本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 前條第三項の規定は、更生担保権について準用する。

(届出の追完等)

第百二十七条 更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることはできないが、その届出の追完をすることができる。

2 その届出の追完をすることはできない場合は、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後の債権に係る部分は、別に届出しなければならない。

(更生担保権者の権利)

第百二十八条 更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生担保権者は、その債権額とのできる請求権で、同項第六号

の担保権があるときは、この担保権によつて担保された債権額を担保権の目的の債額から控除した額。以下本條と同じ。)をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができ

る。

(更生担保権の届出)

第百二十六条 条更生手続に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原

因、担保権の目的及びその債額、譲決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその原本若しくは抄本を提出しなければならない。

(更生債権の届出)

第百二十七条 条更生債権者又は更生担保権者がその責に帰すことのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることはできないが、その届出の追完をすることができる。

2 その届出の追完をすることはできない場合は、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後の債権に係る部分は、別に届出しなければならない。

(更生債権について更生手続開始の申述)

2 届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権については、その権利の発生した後一月の不変期

間内に、届出をしなければならぬ。  
 3 前一項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終つた後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に適用する。

## (届出名義の変更)

第百二十八條 届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

## (株主の権利)

第百二十九條 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて譲決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、譲決権を有しない。

(株式の届出)

第百三十條 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数の他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(追加届出)

第百三十一條 裁判所は、相当と認めるとときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知り得る株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

(謄本の交付)

第百三十二條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(管財人、審査人等の出頭)

第百三十三條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(代理人の出頭)

第百三十七條 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければならない。

(届出事項の変更)

第百三十九條 前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の調査を行つた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十條 第百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(更生債権者表、更生担保権者表及び株主表)

第百三十二条 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に応じ適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならない。

(更生債権及び更生担保権調査の期日)

第百三十五条 更生債権及び更生担保権は、利害關係人の間で供するため裁判所に備えて置かなければならぬ。

(届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査)

第百三十八條 第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人の一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百三十九條 前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十條 第百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十一條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十二條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十三條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十四條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

間内に、届出をしなければならぬ。

い。

3 前一項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終つた後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に適用する。

(届出名義の変更)

第百二十八條 届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

(株主の権利)

第百二十九條 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて譲決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、譲決権を有しない。

(株式の届出)

第百三十條 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数の他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(追加届出)

第百三十一條 裁判所は、相当と認めるときには、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知り得る株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

(謄本の交付)

第百三十二條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(管財人、審査人等の出頭)

第百三十三條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(代理人の出頭)

第百三十七條 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければならない。

(届出事項の変更)

第百三十九條 前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の調査を行つた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十條 第百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十一條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十二條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十三條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十四條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十五條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十六條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

(一般期日後に届出の追完)

第百四十七條 第百三十九條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権について、更生債権及び更生担保権調査の一一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に適用する。

一 更生債権者の氏名及び住所

二 更生債権の内容及び原因

三 譲決権の類

四 優先権のある債権又は劣後的

債権であるときは、その旨

(関係人の出頭)

一 更生債権の内容及び原因

二 更生債権及び更生担保権調査

の一般期日においてその調査をす

ることができる。届出期間経過後

に届出のあつたその他の更生債権

及び更生担保権についても、また

同様である。

ができる。

がかかる。

昭和二十七年五月十九日 裁議院会議録 第四十一号 会社更生法案外一件

(更生債権及び更正担保権調査の特別期日)

第一百四十一條 更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることが可能。

第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(期日の変更、延期及び続行)

第一百四十二條 前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送達をすることを要しない。(更生債権及び更生担保権等の確定)

第一百四十三條 更生債権及び更生担保権調査の期日ににおいて管財人(管財人がないときは、会社)が

更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人があるときは、その審査人、更生債権及び更生担保権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権について

は、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載)

第一百四十四条 裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生担保権及び更生担保権の調査は更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人がある場合における会社は更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人がある場合においては、その権利者は、その異議者に対し、訴をもつてその権利の確定を求めることが可能。

前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

(記載の効力)

第一百四十五条 確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表又は更生担保権を共同競合とする。

裁判所は、更生債権者又は更生債権及び更生担保権の請求により、その権利者又は株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(異議の通知)

第一百四十六条 更生債権又は更生担保権の確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受取)

おいて、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならぬ。

(更生債権又は更生担保権の確定の訴)

第一百四十七条 第二百四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(請求原因の制限)

第一百五十条 更生債権者又は更生担保権者は、第一百四十四条第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受けようとすることができる。

前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

(更生債権者等のみの異議の主張)

第一百五十二条 第二百四十七条第一項に掲げる更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表に記載しなければならぬ。

裁判所は、更生債権者又は更生債権及び更生担保権の抄本を交付しなければならない。

裁判所は、更生債権者表又は更生担保権者の請求により、その権利者又は株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄)

第一百四十八条 更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受取)

おいて、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならぬ。

(異議者を相手方として訴訟を受けたがなければならない。)

第一百四十九條 第二百四十七条第一項までの規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果の記載)

第一百五十三条 裁判所は、管財人(管財人がないときは、会社)但し、更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人があるときは、その審査人

又は前條の規定により訴訟を受けようとすることができる。

更生債権者、更生担保権者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表に記載しなければならぬ。

更生債権者表に記載しなければならぬ。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力)

裁判所は、更生債権者又は更生債権及び更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表に記載しなければならぬ。

裁判所は、更生債権者又は更生債権及び更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表に記載しなければならぬ。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力)

裁判所は、更生債権者又は更生債権及び更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表に記載しなければならぬ。

(有名義債権等に対する異議の主張)

第一百五十五条 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、

又は更生債権及び更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、

その効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第一百五十六条 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、

又は更生債権及び更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、

その効力を有する。

裁判所は、執行力ある債務名義又は

債務名義又は株主は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することがで

を主張することができる。

第一百四十九條 第二百四十七条第一項までの規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の終局判決のものについては、

異議者は、会社がすることのできる訴訟手続によつてのみその異議

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額)

第百五十六條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によつて受ける利益の予定額を標準として更生裁判所が定める。

(罰金、租税等の届出)

第百五十七條 第百二十一條第一項第五号及び第一百二十二條に掲げる請求権については、國又は公共団体は、選擇なくその額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

2 第百四十四條第一項の規定は、前項の規定によつて届出のあつた請求権に準用する。

(不服の申立の許される場合)

第百五十八條 管財人、管財人がないときは会社は、前條第一項の規定によつて届出のあつた請求権の原因が訴願、訴訟その他の不服の申立を許す处分であるときは、その請求権について、会社がすることができる方法で不服を申し立てることができる。

2 第百四十九條、第一百五十三條及び第一百五十四条の規定は、前項の不服の申立に準用する。

(更生債権者等の分類)

第百五十九條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第一百二十一條第一項第五号及び第一百

二十二條に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特權その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四 劣後債権を有する更生債権者

五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六 前号に掲げる株主以外の株主

2 裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の關係を考慮して、二以上の組の者を

一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することがで

きる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別

の組としなければならない。

3 管財人、審査人、会社並びに届け出した更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べることができる。

4 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5 第百四十一條の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

6 代理委員が数人あるときは、共

(更生計画から除外できる者)

第百六十條 会社の財産を事業が続するものとして評価して清算したものと仮定した場合において、

は、清算なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

又は株主は、更生計画から除外することができる。

2 裁判所は、管財人、審査人、会社又は届け出した更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立てにより、前項に該当する者を指定しなければならない。

3 前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

4 (代理委員の選任)

5 前項の規定は、前項の許可を得て、それぞれ共同して又は各

別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

6 代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

7 第百六十一條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各

別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

8 代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権者又は株主の行為をすることができる。

9 代理委員は、これと同一の権限を有することができる。

10 代理委員が数人あるときは、共

判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6 更生債権者、更生担保権者又は

株主は、代理委員を解任したとき

届け出をし、又は前項の規定による

届け出をした更生債権者は、清算なく

第二項の会社にその届け出た事項

を通知しなければならない。

7 (相殺権)

8 第百六十三條 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始當時会社債権者の権利の行使について決議することができない。

9 社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の受託会社

は、社債権者のために、更生債権者又は更生担保権の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。但し、自ら更生債権又は更生担保権の届出をした社債権者について

は、この限りでない。

10 前項の会社が社債権者のために更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者

は、この限りでない。

11 前項の会社が社債権者のために更生手続に属する行為をする場合は、各別にその社債権者

は、何時でも第二項の会社の権限範囲開始後の賃料債務については、当期及び次期のものに限り、これを支払うことができる。但し、敷金を表示することを要しない。

12 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の賃料債務については、当期及び次期のものに限り、これを支払うことができる。但し、敷金を排除して自らその権利を行使することができる。但し、敷金があるときは、その後の賃料債務についても相殺をすることができる。

13 前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

14 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

15 代理委員が数人あるときは、共

しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

5 自ら更生債権又は更生担保権の届け出をし、又は前項の規定による

届け出をした更生債権者は、清算なく

第二項の会社にその届け出た事項

を通知しなければならない。

6 (相殺の禁止)

7 第百六十四條 左の場合において

は、相殺をすることができない。

8 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

9 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

10 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

11 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

12 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

は、相殺をすることができない。

13 代理委員が数人あるときは、共

ては、社債権者は、あらかじめそ

二 会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三 会社の債務者が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取得したとき。但し、その取得が法定の原因に基くとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

### 第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第一百六十五条 関係人集会の期日には、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。

第一回の関係人集会について、第四十七条第二項の規定により遅延を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第一百六十六條 関係人集会の期日

は、会社の業務を監督する行政 庁、法務省裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)

第一百六十七條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第一百六十八條 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2 関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公報をすることを要しない。

(期日の併合)

第一百六十九條 裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立てにより又は職權で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができる。

(議決権に対する異議)

第一百七十條 管財人(管財人がないときは会社)は、但し、更生債権及び更生担保権の調査を行ふ審査人があるときは、その審査人)並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権を行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

(議決権を行使することができない者)

第一百七十二条 前二項の規定により議決権行使することができない者

は、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、議決権行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。

第一回の関係人集会について、

第四十七条第二項の規定により遅延を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第一百六十六條 関係人集会の期日

は届出の額若しくは數に応じて議決権行使することができる。

2 异議のある権利については、裁判所が議決権行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権行使させるかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立てより又は職權で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

(不当な議決権者の排除)

第一百七十二条 裁判所は、権利取得の時期、対価その他事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に關し賄るを收受する等不當な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

3 会社は、前項の郵便物又は電報の閲覧を認め、且つ、会社財産に關しないものの交付を求めることができる。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

(議決権の行使)

第一百七十三条 前二項の規定により議決権行使することができない者

は、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権について述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

(議決権の行使)

二 第一百六十條の規定により計画から除外することのできる者

は、呼び出さないことができる。

一 更生計画によつてその権利に影響を受ける者

を行ふことができない。

2 更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消し、又は変更することができる。

(財産の価額の評定)

第一百七十四条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

又は公証人の立会のときに、会社

(議決権の代理行使)

第一百七十四条 更生債権者、更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行うことができる。

2 保険者及び株主は、代理人をしてその議決権を行つた場合を除く外、会社の立会に参加する。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章 更生手続開始後の手続

(会社の業務及び財産の管理)

第一百七十五条 管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)

第一百七十六条 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対して、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に關し賄るを收受する等を管財人に配達すべき旨を嘱託す

ることができる。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

3 会社は、前項の郵便物又は電報の閲覧を認め、且つ、会社財産に關しないものの交付を求めることができる。

に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の虞のある場合は除く外、会社の立会を求めなければならない。

2 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

3 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

4 第百八十二条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

5 第百八十三条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

6 第百八十四条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

7 第百八十五条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

8 第百八十六条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

9 第百八十七条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

10 第百八十八条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

11 第百八十九条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

12 第百九十条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

13 第百九十一条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

14 第百九十二条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

15 第百九十三条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

16 第百九十四条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

17 第百九十五条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

18 第百九十六条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

19 第百九十七条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

20 第百九十八条 裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

更生債権者の氏名及び住所。

更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項。

更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその種類、譲り受けた者、債務の額並びに会社以外の者が債権者であるときは、その氏名及び住所。

株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び數管財人がない、且つ、第一百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。(その後の報告等)。

第一百八十三條 管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるもの除外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命する事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してそなならない。(營業用の固定財産の評価)

第一百八十四條 第百七十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する營業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の

營業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第一百八十五條(營業用の固定財産の評価)の規定は、適用しない。

第一百八十五條 第百七十九條から第一百八十二條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。(会社の更生事務処理)

第一百八十六條 管財人がない場合は、会社は、裁判所の監督のもとに、更生事務を処理する。

第一百八十七條 第百八十六條の規定によつて、管財人と同一の注意義務を負う。会社は、更生事務の処理につき、管財人と同一の注意義務を負う。

第一百八十八條 会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害關係人に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。(業務及び財産の管理の変更)

第一百八十九條 会社の債務が二千五百以下である場合には、裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を

第一百九十条 裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の收支について必要な定をすることができる。(財産の保管方法等)

第一百九十一条 管財人がない場合は、裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも利害關係のない者を審査人に選任して

第一百九十二条 第百八十九條第一項及び第二項に掲げる事項の

第一百九十三条 審査人が置かれた場合において、発起人等に對する会社の責任追及に関する訴訟手続が

第一百九十四条 管財人、管財人がないときは、会社は、必要があるとき

第一百九十五条 第百八十九條第一項及び第二項の規定は、前項の規定によつて、

第一百九十六条 第一百九十六条 第二回の関係人集会に報告しなければならない。

裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならぬ。

前項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

前二項の規定は、会社の許可を得なければならぬ。

前二項の規定は、審査人に準用する。

審査人があるときは、発起人等に對する責任追及に関する訴訟については、審査人を原告又は被告とする。

審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継) 第一百九十七条 管財人(管財人がないときは会社)は、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人(は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、申立により又は職權で、前項の期間を伸長することができる。

計画案の作成ができないときは、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第一百九十八条 会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

前項第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(第一回の関係人集会) 第一百九十九条 第百八十九條第一項に於ける事項の作成が困難なことが明かになつたときは、裁

能够する。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。  
第一回の関係人集会に報告しなければならない。

2 裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。  
方が訴訟を受継した後に管財人を置くことがやめられたとき、又は更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中斷する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならぬ。

3 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐこと

ができない。

4 前二項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

前二項の規定は、審査人に準用する。

審査人があるときは、発起人等に對する責任追及に関する訴訟については、審査人を原告又は被告とする。

審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継) 第一百九十七条 管財人(管財人がないときは会社)は、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人(は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、申立により又は職權で、前項の期間を伸長することができる。

計画案の作成ができないときは、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、申立により又は職權で、前項の期間を伸長することができる。

前二項の規定は、前項の場合に準用する。

前二項の規定は、審査人に對する訴訟を受け継がなければならぬ。

前二項の規定は、審査人に選任して

第一回の関係人集会) 第一百九十五条 第百八十九條第一項に於ける事項の作成が困難なことが明かになつたときは、裁

2 前項第一項の規定は、前項の場合に準用する。

前二項の規定は、審査人に對する訴訟を受け継がなければならない。

前二項の規定は、審査人に選任して

第一回の関係人集会) 第一百九十六条 第二回の関係人集会に報告しなければならない。

裁判所は、利害關係人の申立により又は職權で、何時でも審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならぬ。

前項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

前二項の規定は、審査人に準用する。

審査人があるときは、発起人等に對する訴訟を受け継ぐことができる。

前二項の規定は、審査人に選任して

第一回の関係人集会) 第一百九十七条 第百八十九條第一項に於ける事項の作成が困難なことが明かになつたときは、裁

2 前項第一項の規定は、前項の場合に準用する。

前二項の規定は、審査人に對する訴訟を受け継がなければならない。

前二項の規定は、審査人に選任して

(第一回の関係人集会) 第一百九十八条 第百八十九條第一項に於ける事項の作成が困難なことが明かになつたときは、裁

2 前項第一項の規定は、前項の場合に準用する。

前二項の規定は、審査人に對する訴訟を受け継がなければならない。

前二項の規定は、審査人に選任して

第一回の関係人集会) 第一百九十九条 第百八十九條第一項に於ける事項の作成が困難なことが明かになつたときは、裁

判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。  
(更生計画案審理のための関係人集会)

第二百條 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第二百一條 前條の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。

(監督行政庁等の意見)  
第二百二條 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2 行政庁の許可、認可、免許その他処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならぬ。

3 法務総裁又は証券取引委員会は、任何时候でも裁判所に対し、計画案に

つき意見を述べることができる。

(会社の労働組合等の意見)

第二百三條 裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、会社の使用人

の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞くなければならない。

(更生計画案の修正)

第二百四條 更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案を修正することができる。

(更生計画案の修正命令)

第二百五條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができるもの。

2 前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。  
(関係人集会の再開)

第二百六條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2 第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の抹除)  
第二百七條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なもの

であると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。  
(更生計画案決議のための関係人集会)  
第二百八條 第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を終た更生計画案につき修正命令を發しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の写し又はその要旨を管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主(議決権を行使することができない者を除く)、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

(決議の方法)  
第二百九條 第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第二百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

(可決の要件)

第二百十一条 更生計画案の可決には、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(可決の時期)

第二百十二条 第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第二百五十九條の規定により分類され

た組に分れて決議する。

(可決の要件)

第二百十三条 関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行

使することができる更生担保権者の

議決権の三分の二以上に當

る議決権を有する者の同意、更生

担保権者の組においては議決権を

行使することができる更生担保権者の

議決権の三分の二以上に當

る議決権を有する者の同意、更生

担保権者の組においては議決権を

行使することができる更生担保権者の

議決権の三分の二以上に當

る議決権を有する者の同意、更生

担保権者の組においては議決権を

行使することができる更生担保権者の

は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を與えない場合に限り、第二百八條第一項の関係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

(決議の時期)  
第二百九條 更生計画案は、一般的に、更生債権者又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができる。

(決議の方法)  
第二百十一条 更生計画案の可決には、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(可決の要件)

第二百十二条 第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第二百五十九條の規定により分類され

た組に分れて決議する。

(可決の時期)

第二百十五条 更生計画案の可決には、

第二百八條第一項の関係人集会の第一期日から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立によ

り又は職権で、前項の期間を伸長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができな

い。

(可決の要件)

第二百十六条 左に掲げる請求権

第二百八條第一項の関係人集会の第一期日から二月内にされなければならない。

2 第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(共益債権)

第二百十六条 左に掲げる請求権

は、共益債権とする。

1 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにす

る裁判上の費用

2 更生手続開始後の会社の事業

の経営並びに財産の管理及び處

分に関する費用

3 更生手続終了後に生じたものを除く。

- 四 第二百九十三条及び第一百九十五条の規定により支拂うべき報酬、費用及び報償金
- 五 会社の業務及び財産に関する管財人、会社又は整理委員が権限に基いて更生手続開始後にして行為によつて生じた請求権
- 六 事務管理又は不當利得により更生手続開始後会社に対して生じた請求権
- 七 第百三十三条第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権
- 八 会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるものの以外のもの
- (共益債権の弁済)
- 第二百十七條 共益債権は、更生手続によらないで、隨時弁済する。
- 2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先づつて、弁済する。
- (会社財産不足の場合の弁済方法)
- 第二百十八條 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかる共益債権を弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。
- 第七章 更生計画の條項
- (更生計画の條項)
- 第二百十九條 更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に

- 関する條項を定めなければならぬ。
- 2 計画においては、營業若しくは財産の譲渡、出資若しくは質貸、事業の經營の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。
- (更生債権者等の権利)
- 第二百二十條 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。
- 2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第六十條の規定に基き計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。
- (營業又は財産の譲渡等)
- 第二百二十五条 会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは質貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準じ、出資し、若しくは質貸し、会社の取締役若しくは監査役のうち留任させる者があるときは、その考及び任期を定めなければならない。
- 2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その考及び任期を定めなければならない。
- 3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるとときは、その旨を定めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。
- (資本の減少)
- 第二百二十九條 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

- ときは、担保を供する者を明示し、且つ、担保権の内容を定めなければならない。
- 2 会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のため債務を負担するときは、その者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。
- (未確定の更生債権等)
- 第二百二十三條 異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の落着しないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。
- (共益債権)
- 第二百二十四條 共益債権については、既に弁済したものと明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。
- (債務の期限)
- 第二百二十一條 更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたって債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならず、且つ、その期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないときは又は担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。
- (担保の提供及び債務の負担)
- 第二百二十二条 会社又は会社以外の者が更生のために担保を供する

- ときは、争の落着しないものがあるとされ、和解若しくは調停の受諾に關する定をするが、又は質財人若しくは審査人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。
- 第二百二十七条 会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。
- (新株の発行)
- 第二百三十條 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。
- 2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引当権を與え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。
- 2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。
- (取締役等の変更)
- 第二百二十八条 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選任するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。
- 2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その考及び任期を定めなければならない。
- 3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるとときは、その旨を定めなければならない。
- 2 拝込金額その他新株の割当に關する事項及び新株の拂込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない)。
- 3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 第一項第一号に掲げる事項
- 二 前項第三号に掲げる事項
- 三 新株の発行価額及び拂込期日
- 一 第一項第一号に掲げる事項
- 二 前項第三号に掲げる事項
- 三 新株の発行価額及び拂込期日

昭和二十七年五月十九日 参議院会議録第四十一号 会社更生法案外一件

(この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

四 無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

(社債の発行)  
第二百三十一條 会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他の社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対する割当の方法及び利害関係の内容

四 担保附社債であるときは、その担保附社債の内容

五 (吸収合併)  
第二百三十二條 会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 存続する会社が合併によってその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

三 合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対する割当に関する事項

四 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數、その株式についての株主の新株引受け権の有する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

六 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數、その株式についての株主の新株引受け権の有する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、この割当に関する事項

七 各会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てるこ

びにその割当に関する事項  
四 存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額

五 合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六 他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の時

七 合併すべき時期を定めたときは、その規定

(新設合併)  
第二百三十三條 会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数

五 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受け権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法

一〇 新会社が社債を発行するときの任期(但し、一年をこえること

とができない)。

一一 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

八 前條第六号及び第七号に掲げる事項

(新会社の設立)  
第二百三十四條 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによりて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式を引き受けさせることによりて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受け権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法

一〇 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

一一 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

九 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式を引き受けさせることによりて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受け権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法

一〇 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

一一 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

五 残余財産の分配に関する事項  
六 前号に掲げるもの以外の株主の権利

二 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式を引き受けさせることによりて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數、新会社の設立に際して新会社の額面無額面の別、種類及び數

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受け権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額式の額面無額面の別、種類及び數並びにその割当に関する事項

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法

一〇 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

一一 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項を定めたときは、その規定

更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならない。い。

2 第百六十五條及び第百六十六條に掲げる者は、計画の認否につき意見述べることができる。

3 計画認否の期日を定める決定は、言渡したときは、公告及び送達することを要しない。

(更生計画認可の要件)

第百四十一條 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二 計画が公正、公平であり、且つ、遂行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合意によるものとして評価するものとする以上の額額で充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主の目的たる財産についても、その権利による負担がないものとして評価するものとする。以上の額額で充てし、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

五 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百一條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2 更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることがある。

(不同意の組のある場合の認可)

第一百四十二条 更生計画案につき関係人集会において法定の額又は數以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方針によつてその権利を保護する條項を定めて、計画案を作成することを許可することができる。

2 前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならぬ。

3 前項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画認否の決定の言渡等)

第一百四十三条 更生計画認否の決定は、言い渡し、且つ、その主旨を公報しなければならない。但し、送達することを要しない。

(更生計画の効力発生の時)

2 第三十五条第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(更生計画認可の決定)

第一百四十四条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。(抗告)

第一百四十五条 更生計画認否の決定に対しても、即時抗告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債権者、更生担保権者は株主、この限りでない。

2 議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権者又は株主であることを疏明しなければならない。

3 第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の

とが明らかなるときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、あらかじめその組の更正債権者、更正担保権者又は株主のため、更正担保権者又は株主のため、前項に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項を定めて、計画案を作成することを許可することができる。

2 第百四十九條 更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

3 前項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

4 前三项の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

(権利の変更)

第一百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2 商法第二百八條(債権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けけるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第一百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によって設立される新会社を除く)のために、且つ、それらの者に対する効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者又は株主の権利に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の

遂行によつて生ずべき損失ができない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事实上の点について確認があつたときは、申立てを停止し、その他必要な処分をすることができる。

2 第百四十九條 第百四十九條の規定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

3 第百四十九條の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

4 前三项の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

(権利の変更)

第一百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2 商法第二百八條(債権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けけるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第一百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によって設立される新会社を除く)のために、且つ、それらの者に対する効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者又は株主の権利に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の

めに供した担保に影響を及ぼさない。

(更生債権等の免責等)

第一百四十九條 更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

3 第百四十九條の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

4 前三项の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について准用する。

(権利の変更)

第一百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2 商法第二百八條(債権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けけるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第一百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によって設立される新会社を除く)のために、且つ、それらの者に対する効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者又は株主の権利に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の

(更生債権者表等の記載の効力) 第二百五十三條 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、

その更生債権者表又は更生担保権又

併によつて設立される新会社を除く。

(更生債権者、更生担保権又

者表の記載は、会社、新会社(合

併によつて設立される新会社を除く。

(更生債権者、更生担保権又は会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。)

2 前項に定める権利で金銭の支拂

その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表

又は更生担保権者表に基いて強制執行をことができる。但し、

民事訴訟法第四百五十二條(催告の抗弁権)及び第四百五十三條(検索の抗弁権)の規定の適用を妨げない。

3 民事訴訟法第五百十六條から第五百五十八條まで(判決に基く強制執行)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十

条(執行文付與の訴)、第五百四十五條(請求異議の訴)及び第五百四十六條(執行文付與に対する異議の訴)の規定による訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(中止中の手続の失効) 第二百五十四條 更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、そ

の効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財团債権(但し、破産法第四十七條第一号(國税徴収法又は國稅徴収の例により徴収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものと除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行)

第二百五十五条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2 裁判所は、管財人がない場合に任して計画を遂行させることができない。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行なう。

4 第四十一条から第四十四條ま

で、第九十六條、第九十七条、第

九十九條及び第一百條の規定は、監理委員に準用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令)

第二百五十六条 裁判所は、第二百四十八条第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をることができる。

2 裁判所は、計画の遂行を確実な

ときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保でその確定手続の落着しないものと有する者のために、相当な担保を供さることができる。

(担保の方法) 第百三條(担保物に對する被告の権利) 第百五十五条(担保の取消)及び第百六十六條(担保物の変換)の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百五十七条 更生計画の遂行にかかわらず、会社の創立総会、株主総会(ある種類の株主の総会を含む)又は取締役会の決議を要しない。

(取締役等の変更に関する商法の規定の特例)

第二百六十九條 第二百二十九條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、計画の決定のときには、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更され

る。

2 前項の場合においては、商法第二百六十二条第二項(株式消却の手続)、第三百七十六條第一項、第三項(資本減少の手続及び第三百八十條(資本減少無効の訴))の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めたときは、更生裁判所の管轄とする。

2 第二百二十九條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方

法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方

法によつてすることができる。

2 第二百二十九條の規定により計画においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十九條において準用する場合を含む)(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任する

ことを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又

は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、

取締役の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する商法の規定の特例)

第二百五十九條 第二百二十七條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、計画の定による減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

(資本の減少に関する商法等の規定の特例)

第二百六十一條 第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百六十二条第二項(株式消却の手續)、第三百七十六條第一項、第三項(資本減少の手続及び第三百八十條(資本減少無効の訴))の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めたときは、更生裁判所の管轄とする。

2 前項の場合においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十九條において準用する場合を含む)(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任する

ことを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又

は計画の定によつて留任した取締

役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、

計画に定めるところによる。(資本の減少に関する商法等の規定の特例)

第二百六十一條 第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百六十二条第二項(株式消却の手續)、第三百七十六條第一項、第三項(資本減少の手続及び第三百八十條(資本減少無効の訴))の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めたときは、更生裁判所の管轄とする。

2 前項の場合においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十九條において準用する場合を含む)(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任する

ことを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又

は計画の定によつて留任した取締

役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、

3 商法第三百七十七條から第三百七十九條まで(株式併合)の規定は、株主に対し割り当てる株式に端

手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、そ

の効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財團債権(但し、破産法第四十七條第一号(國

稅徴収法又は國稅徴収の例により徴収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものと除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行)

第二百五十五条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2 裁判所は、管財人がない場合に任して計画を遂行させることができない。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行なう。

4 第四十一条から第四十四條まで、第九十六條、第九十七条、第

九十九條及び第一百條の規定は、監理委員に準用する。

(更生計画遂行に関する裁判所の命令)

第二百五十六条 裁判所は、第二百四十八条第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をことができる。

2 裁判所は、計画の遂行を確実な

ときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保でその確定手続の落着しないものと有する者のために、相当な担保を供さることができる。

(担保の方法) 第百三條(担保物に對する被告の権利) 第百五十五条(担保の取消)及び第百六十六條(担保物の変換)の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百五十七条 更生計画の遂行にかかわらず、会社の創立総会、株主総会(ある種類の株主の総会を含む)又は取締役会の決議を要しない。

(取締役等の変更に関する商法の規定の特例)

第二百六十九條 第二百二十九條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、計画の決定のときには、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更され

る。

2 前項の場合においては、商法第二百六十二条第二項(株式消却の手續)、第三百七十六條第一項、第三項(資本減少の手續及び第三百八十條(資本減少無効の訴))の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めたときは、更生裁判所の管轄とする。

2 前項の場合においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十九條において準用する場合を含む)(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任する

ことを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又

は計画の定によつて留任した取締

役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、



款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、代表取締役の相手方たる他の会社の選任し設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第二百九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第二百九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條 第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらかじめ拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社が成立の時において、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産又は、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主となる。

3 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表

取締役の選定の方法を定めたときのとし、商法第二百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄と関連を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條 前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百六十五條（発起人の員数）、第二百六十七條（定款の認証）、第二百六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第二百六十九條（発起人の株式引受け）、第二百七十條（発起設立における拂込及び役員の選任）、第二百七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第二百七十五條（第二百九号（発起人の株式引受け））、第二百七十九條（新会社の株式申込証の記載）、第二百八十一條（検査役の調査）、第二百八十二條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第二百八十四條（第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第二百八十五條（変態設立事項の変更）、第二百八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第二百九十二条（発起人の株式引受け及び拂込担保責任）、第二百九十三条（発起人の損害賠償責任）、第二百九十五条（取締役等の連帯責任）、第二百九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第二百九十八条（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴）の規定は、第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には申請書には、前條第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受けを許す

は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第二百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄と類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十九條 第二百三十五條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は原本を添附しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらかじめ拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらかじめ拂込をさせないで社債を引き受けさせるとときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらかじめ拂込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの方権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

第二百七十條 更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二條第一項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらかじめ会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十九條第三項（第二百六十七條第三項及び第二百六十八條第六項に規定する場合を含む）又は第二百七十一條 株券又は社債権者の取得の禁止の規定にかかるわざず、その株式を取得することができない場合は、新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

5 第一項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかるわざず、その株式を取得することができない場合は、新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

6 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十三條第四項から第六項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項まで及び第二百六十六條の規定に準用する。

7 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前條第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受けを許す

2 株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

4 前項の規定により株主又は社債権者の権利を失つたときは、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

5 第一項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかるわざず、その株式を取得することができない場合は、新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

6 第二百七十條 第二項、第三項、第四項、第五項及び第六項に規定する場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないときは、その権利を失すべき旨を公告し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知するときは、これを他に譲渡することができる。

7 第二百七十二条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の規定によつて会社又は新会社の株式又は債券を引き受けける権利を有するときは、これを他に譲渡するこ

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百七十三条 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定期によつて会社又は新会社の株式を取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一條(金融会社の株式保有の制限)の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百七十四条 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四條第一項(有価証券の募集又は売出に関する届出)の規定は、適用しない。

(財团に關する処分の制限の特例)

第二百七十五条 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合には、工場財團その他の財團又は財團に屬する財産の処分の制限に關する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基く権利の承継)

第二百七十六条 更生計画において会社が行政手続から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百七十七条 更生計画においては、新会社が会社の租税債務を承継す

ることを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会

社の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があつたときは、会社の事業年度は、その開

始の時に終了し、これに統く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。但し、法人税法(昭和二十二年法律第二十一条)第七條第三項(事業年度の期間が一年をこえる場合)の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額(利息税額を除く。)と更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入))の規定の適用を受ける損金を除く。の額ととの合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4 更生手続開始の時に統く会社の事業年度の法人税及び附加税(申告)及び地方税法第三十六條(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)の規定は、適用しない。

項前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項ま

で及び第二十一條(第二十二條においてこれら)の規定を準用する場合を含む)の規定による登記につ

いては、登録税を課さない。

2 計画において合併によらない場合を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに新会社を設立することを定めた場合においては、登録税を課さない。

3 計画における合併によらない場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに新会社を設立することを定めた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、更生手続終了前に限り、裁判所、管財人、審査人、整理委員、会社又は届出をして、更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

4 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の中立があつた場合には、更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入))の規定の適用を受ける損金を除く。の額ととの合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

5 第一百八十二条(退職手当)の規定は、その額による。

6 計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集会の第一回日から二月内若しくはその伸長した期間内に可決されないと

における在職期間とみなす。

(更生計画の変更)

第二百七十九條 更生計画認可の決

定があつた後やむを得ない事由で

計画に定める事項を変更する必要

が生じたときは、更生手続終了前

に限り、裁判所、管財人、審査

人、整理委員、会社又は届出をして、更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の中立があつた場合には、更生手続開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入))の規定の適用を受ける損金を除く。の額ととの合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

3 第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、計画変更の決定があつた場合に適用する。

(退職手当)

第二百七十八条(退職手当)の規定は、その額による。

4 第二百八十二条(退職手当)の規定は、新会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは

更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

5 第二百八十三条(前項の申立があつたとき)の規定は、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に對し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害關係人の閲覽に供するため、その申立に關

2 第三十五条第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(第九章 更生手続の廃止)

第二百八十二条 左の場合において

は、裁判所は、職權で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

1 裁判所の定めた期間若しくはその仲長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは

決議に付するに足りないものであるとき。

2 計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集会の第一回日から二月内若しくはその仲長した期間内に可決されないと

その仲長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは

決議に付するに足りないものであるとき。

3 第二百八十二条(前項の申立があつたとき)の規定は、裁判所は、会社並びに届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは

更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

4 第二百八十三条(前項の申立があつたとき)の規定は、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に對し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害關係人の閲覽に供するため、その申立に關

する書類を備えて置かなければならぬ。

第二百八十四條 裁判所は、前條の通知後一月以上を経過した後でなければ更生手続廃止の決定をすることができない。

(更生計画認可後の廃止)

第二百八十五條 更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないとときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百八十六條 裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害関係人の意見を聞かなければならぬ。

2. 前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者らのうち知っているものに対し、送達しなければならない。

第二百八十七條 第二百八十五條の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

(廃止決定の公告)

第二百八十八條 裁判所は、更生手続廃止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、遅延をすることを要しない。

(抗告)

第二百八十九條 第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続廃止の決定に対する抗告及び第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第二百五十三条第三項の規定  
第二百九十二条 第二百五十三条第

八條において準用する民事訴訟法

第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2 第三十五条第一項の規定は、更生手続廃止の決定が確定した場合

に準用する。

(共益債権の弁済)

第二百九十条 更生手続廃止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百九十一條 第二百八十一條とは第二百八十二条の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これらの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

第二百九十二条 前條に掲げる者がその資格を得た後、裁判所の許可を得ないで会社若しくは新会社に對する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これららの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

(代理委員等の報償金等)

第二百九十五条 更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生手続開始の決定が確定したときは、裁判所は、これらの者に對し、更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特權、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をして、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 会社の財産を隠匿し、まことに譲り渡して利益を得た事実があるときは、裁判所は、前條の許可を

拂うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

2. 第二百五十三条第三項の規定は、前項の規定に準用する。

二項及び第三項の規定は、第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

八十五条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

2 第三百九十三条 調査委員、管財人、審査人及び整理委員は、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

(管財人等の報酬等)

第二百九十三条 調査委員、管財人、審査人及び整理委員は、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

(抗告)

第二百九十七条 第二百九十三条及び第二百九十五条の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 第十一章 罰則

(詐欺更生罪)

第二百九十八条 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特權、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をして、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2. 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(收賄罪)

第二百九十九条 調査委員、管財人、審査人代理がその職務に關し賄ひを受けて、又はこれと交換して、その職務と責任にふさわしいものでなければならぬ。

2. 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(貪利更生罪)

第二百九十九条 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特權、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本條中「担保権者」という)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をして、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2. 前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

(不正の記載)

第二百九十九条 会社の負担を虚偽に増加する

2. 管財人が法人であるときは、管財人の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄ひを受けて、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2. 管財人が法人であるときは、管財人の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄ひを受けて、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合におい

て、その役員又は職員が管財人の職務に關し管財人に賄ひを收受させ、その供與を要求、若しくは約束したときも、また同様である。

理人がその資格を得た後、会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときもまた同様である。

2 第二百九十九条 前條に規定する者でなくして同條に規定する行為をして利益を得た事実があるときもまた同様である。

2. 第二百九十九条 前條に規定する者でなくして同條に規定する行為をして利益を得た事実があるときもまた同様である。

(第三者的詐欺更生罪)

2. 第二百九十九条 前條に規定する者でなくして同條に規定する行為をして利益を得た事実があるときもまた同様である。

2. 第三百條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に關し賄ひを受けて、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。管財人若しくは職員が関係人集会の決議に關し賄ひを受けて、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2. 管財人が法人であるときは、管財人の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄ひを受けて、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合におい

て、その役員又は職員が管財人の職務に關し管財人に賄ひを收受させ、その供與を要求、若しくは約束したときも、また同様である。

犯人又は法人たる管財人の收受した賄うは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

## (賄賂罪)

第三百一條 前條第一項若しくは第二項に規定する賄うを供與し、又はその申込者若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

## (報告及び検査拒絶の罪)

第三百二條 第四十一條第一項に掲げる者が同條(第一百一條、第一百九十二條第一項及び第二百五十五條第四項において準用する場合を含む)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

## (過料に処すべき場合)

第三百三條 更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくはこれに準ずべき者は支配人は、左の場合においては、三十万円以下の場合に處する。

第一百七十九條又は第一百八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二 第百八十一條、第一百八十二條第二項又は第一百八十三條の規定によつてすべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四 第二百七十條第五項の規定に

違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2 更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第

三号に掲げる行為をしたときも、また同項と同様である。

## 附則

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

## 審査報告書

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長 佐藤尚武殿

## 多数意見者署名

伊藤 修 玉柳 實  
加藤 武德 吉田 浩晴  
岡部 常 長谷川行毅  
左藤 義詮 一松 定吉

附則第一項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十七年八月一日」に改める。

一、委員会の決定の理由  
本改正案は、破産における免責の制度を採用したものであつて、現行法のもとでは、破産者は破産手続終了後においても、破産手続において弁済されなかつた残余の債務につき、なおその弁済の責に任ざることになつてゐるが、これは破産者にとつてのみならず、社

会自体にとつても好ましくないこ

とので、かかる残余の破産債権につき破産者の責任を免除することを規定したものである。なおこ

れに附隨して、破産法において小

法において、罰金額の増額及び破

産法の改正に伴う法文の整理を行つたものであつて、適切にして妥

当なる改正と認める。

二、事件の利害得失

本法案は善良なる破産者に社会復帰の途を開くものであつて、破産者個人のためのみならず、社会全般にとって利益をもたらすものと思料せられる。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

四、罰金、料、刑事訴訟費

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

第十回国会及び第十一回国会において本院で繼續審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

附則第一項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十七年八月一日」に改める。

昭和二十六年十一月十日

参議院議長 林 讓治

参考資料  
参議院議長 佐藤尚武殿

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

第五回回国会及び第六回国会において本院で繼續審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

附則第一項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十七年八月一日」に改める。

昭和二十六年十一月十日

参議院議長 林 讓治

参考資料  
参議院議長 佐藤尚武殿

第六條第三項中「同條第一項」を

「同條第四項」に改める。

第十八條から第二十一條までを次のように改める。

第十八條乃至第二十一條 削除

第二十二條に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間

ガ不确定ナルトキ亦同ジ

第三十八條を次のようにより改める。

定期金債権ナルトキハ若シ破

産債権ナリセバ第十四六條第

五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他

ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相

ハ定期金債権ナルトキハ若シ破

産債権ナリセバ第十四六條第

五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他

準ジ算出セラルル元本ノ額ノ合計額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル部分

第五十二條中「第十七條乃至第

二十條」を「第十七條」に改め、同

條に次の二項を加える。

前項ノ財團債権ガ無利息債権又

ハ定期金債権ナルトキハ若シ破

産債権ナリセバ第十四六條第

五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他

ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相

当スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第百二條を次のようにより改める。

第四十六條 左ニ掲グル請求權ハ

他ノ破産債権ニ後ル

一 破産宣告後ノ利息

二 破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及運納金

三 破産手続参加ノ費用

四 罰金、料、刑事訴訟費

五 債権ガ無利息ニシテ其ノ期

限ガ破産宣告後ニ到来ベキ

リ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ

依ル元利ノ合計額ガ債権額ト

ナルベキ計算ニ依リ算出セラ

ルル利息ノ額ニ相当スル部分

於ケル評価額トノ差額ニ相当

スル部分

六 債権ガ無利息ニシテ其ノ期

限ガ不確定ナル場合ニ於テハ

第百六條中「出張所又ハ其ノ

管轄内ノ市役所、町村役場」を簡

易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村

ノ事務所」に改める。

第一百三十三條 削除

第百三十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式合資会社」を「合名会社合資会社又ハ合資会社」に改める。

四 第二百七十條第五項の規定に

八八二

第一百四十六條を次のように改める。

第一百四十六條 前條ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一百四十九條第二項中「警察官署」を「機関署ノ警察官又ハ警察吏員」に改める。

第一百五十一條第一項中「警察官署」を「警察官又ハ警察吏員」に改める。

第一百八十二條に次の一項を加える。  
「破産債権者ハ第四十六條ニ掲タル請求権ヲ行フル請求権ニ付テハ議決権ヲ行フコトヲ得ズ」

第一百八十六條第一項中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第一百八十七條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。  
第一百八十八條中「裁判所書記、執行吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。  
第一百九十七條中「千円」を「十万円」に改める。  
第二百七條後段を削る。

第二百八十八條から第二百二十四條までを次のように改める。  
第一百八條乃至第二百二十四條削除

第一百二十八條第一項中「優先

「第四十六條ニ掲タル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め同條第

一項第三号中「其ノ権利」の下に「第四十六條ニ掲タル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十條第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六條ニ掲タル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め所書記」を「裁判所書記官」に改め

第二百四十五條但書を削る。  
第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 削除  
第二百五十四條第一項中「第三十一条」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十六條第二項中「其ノ順位ニ從ヒ」を「其ノ順位ニ從ヒ優先権ナキモノ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債権ニ後ルルモノヲ其ノ他ノモノト区別シテ」に改める。

第二百五十八條第二項中「行政

第二百五十九條第一項中「行政

第二百六十條第二項中「其ノ順位ニ從ヒ優先権ナキモノ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債権ニ後ルルモノヲ其ノ他ノモノト区別シテ」に改める。

第二百六十一條第一項中「行政

第二百六十二條第一項中「行政

第二百六十三條第一項中「行政

第二百六十四條第一項中「行政

訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。

第三百二十二條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三條第二項を次のように改める。  
前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲムトキハ其ノ区分」を加える。

第三百三十九條第一項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め同條第

一項第三号中「其ノ権利」の下に「第四十六條ニ掲タル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十九條第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六條ニ掲タル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判

所書記」を「裁判所書記官」に改め所書記」を「裁判所書記官」に改め

第二百四十五條但書を削る。  
第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 削除  
第二百五十四條第一項中「第三十一条」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十九條第一項中「行政

第二百六十條第二項中「其ノ順位ニ從ヒ優先権ナキモノ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債権ニ後ルルモノヲ其ノ他ノモノト区別シテ」に改める。

第二百六十一條第一項中「行政

第二百六十二條第一項中「行政

第二百六十三條第一項中「行政

第二百六十四條第一項中「行政

第二百六十五條第一項中「行政

第二百六十六條第一項中「行政

第二百六十七條第一項中「行政

ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ  
第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廃止ノ申立ヲ為シタルトキハ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ破

第三百三十九條ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ債権調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨げズ

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利害關係人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前

第三百六十六條ノ七 檢察官、破産管財人ヲシテ免責ノ申立ニ關スル審類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備へ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ八 異議ノ申立ヲ

第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左

更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ准用ス  
第二百三十九條但書及第二百三十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第三百三十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ債権調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨げズ

第三百六十六條ノ八 異議ノ申立ヲ

第三百六十六條ノ九 異議ノ申立ヲ

異議ノ申立ヲ

八八四

ノ場合ニ限り免責不許可ノ決定  
ヲ為スコトヲ得  
一 破産者ニ第三百七十四條、  
第三百七十五條、第三百七十七  
七條又ハ第三百八十二條ノ罪  
ニ該ルベキ行為アリト認ムル  
トキ

二 破産者ガ破産宣告前一年内  
に破産ノ原因タル事実アルニ  
拘ラズ其ノ事実ナキコトヲ信  
ゼシムル為詐術を用ヒテ信用  
取引に因リ財産ヲ取得シタル  
コトアルトキ

三 破産者ガ虚偽ノ債権者名簿  
ヲ提出シ又ハ裁判所ニ対シ其  
ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ  
為シタルトキ

四 破産者ガ免責ノ申立前十年  
内ニ免責ヲ得タルコトアルト  
キ

五 破産者ガ本法ニ定ムル破  
産者ノ義務ニ違反シタルトキ

第三百六十六條ノ十 破産者ガ免  
責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正當  
ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出  
頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキ  
裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スル  
コトヲ得  
第三百六十六條ノ十一 免責ノ決  
定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ  
其ノ主文ヲ公告シ債権表アル  
キハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記  
載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同  
一ノ破産ニ付再び免債ノ申立ヲ  
為スコトヲ得ズ  
第三百六十六條ノ十二 免債ノ決  
定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効  
力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得  
タル破産者ハ破産手続ニ依ル配  
当ヲ除キ破産債権者ニ對スル債  
務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但  
シ左ニ掲タル請求権ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラズ  
一 租税  
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタ  
ル不法行為ニ基ク損害賠償  
三 履人ノ給料但シ一般ノ先取  
特權ヲ有スル部分ニ限ル  
四 履人ノ預リ金及身元保証金  
五 破産者ガ知リテ債権者名簿  
ニ記載セザリシ請求権但シ債  
権者ガ破産ノ宣告アリタルコ  
トヲ知リタル場合ヲ除ク  
六 罰金、科料、刑事訴訟費  
用、追徴金及過料  
第三百六十六條ノ十三 免責ハ破  
産債権者ガ破産者ノ保証人ノ  
他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル  
者ニ對シテ有スル権利及破産債  
権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響  
ヲ及ぼサズ  
第三百六十六條ノ十四 免責ノ決  
定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ  
至第百十八條ノ規定ハ免責及免  
責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス  
第三百六十六條ノ二十 第百八條  
乃至第百十二條及第百十四條乃  
至第百十八條ノ規定ハ免責及免  
責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス  
第二章 復權  
第三百六十六條ノ二十一 破産者  
ハ左ノ場合ニ於テハ復權ス  
一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ  
「第三百七十七條第一項中「千円」」  
を「五万円」に改める。

第三百六十六條ノ十五 詐欺破産  
二付破産者ニ對スル有罪ノ決  
ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破  
産債権者ノ申立ニ因リ又ハ裁判  
所ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効  
力ヲ生ゼズ  
第三百六十六條ノ十六 免債ノ決  
定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ  
至第百十八條ノ規定ハ免債及免  
債取消ノ手續ニ之ヲ準用ス  
第三百六十六條ノ十七 免債ノ取  
消ノ裁判所ハ破産者ノ申立ヲ受  
取テ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス  
第三百六十六條ノ十八 免債ノ取  
消アリタルトキハ免債後其ノ取  
消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ  
破産者ニ對シ債権ヲ有スルニ至  
リタル者ハ他ノ債権者ニ先立チ  
テ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス  
第三百六十六條ノ十九 免債取消  
ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判  
所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表ア  
ルトキハ之ニ免債取消決定確定  
ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス  
第三百六十六條ノ二十 第百八條  
乃至第百十二條及第百十四條乃  
至第百十八條ノ規定ハ免債及免  
債取消ノ手續ニ之ヲ準用ス  
第三百七十五條中「五千円」を  
「三十万円」に改め、同様第五号中  
「裁判所書記」を「裁判所書記官」に  
改める。

第三百七十五條第一項中「千円」  
を「五万円」に改める。  
第三百七十五條第一項中「三千円」を「二  
十万円」に改める。  
第三百八十二条第一項中「千円」  
を「五万円」に改める。  
第二條 和議法（大正十一年法律第  
七十二号）の一部を次のように改  
正する。  
第一項中「第三百三十三条」を「第  
一百四十四条」に改める。  
第四十四条の次に次の三條を加  
え  
第三百六十七条 前條ノ規定ニ依  
リ復權ヲ得ザル破産者ガ弁済其  
ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ  
對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任  
ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ  
申立人ハ其ノ責任ヲ免レタルコ  
トヲ證明スル書面ヲ提出スルコ  
トヲ要ス  
第三百六十七条 第四十四条ノ三 前條ノ規定ハ金  
額及存続期間ノ確定スル定期金  
額ニハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ  
至ル迄ノ和議債権ニ對スル法定  
利子ヲ債権額ヨリ控除スルモノ  
來スベキ場合ニ於テハ和議債権  
シテ其ノ期限ガ和議開始後ニ到  
來スベキ場合ニ於テハ和議債権  
ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ  
至ル迄ノ和議債権ニ對スル法定  
利子ヲ債権額ヨリ控除スルモノ  
トス

第四十四条ノ四 第四十四条ノ二  
ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナル  
トキハ和議開始ノ時ニ於ケル評  
価額ヲ以テ和議債権ノ額トス  
第四十五条中「第十七條乃至第  
二十條」を「第十七條乃至第  
六十八條第一項及び第六十九  
条」に改める。

條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第七十條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に破産の宣告があつた事件については、破産法第十八条から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第五百一條、五百八十二條、第二百四十九條、五百五十九條及び五百五十八條の改正規定(同

法第二百二十九條)を「裁判所書記」に改める部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前に破産手続の解止のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除くことができる。この法律施行の日から一年内は、免責の申立

4 破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者がその資本に帰ることのできない事由によつて同項の期間内に免責の申立

をすることができなかつた場合に準用する。

5 この法律施行前に破産法第六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6 前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基く復権があつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、将来に向つてその効力を失う。

7 第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に準用する。

〔小野義夫君登壇、拍手〕

○小野義夫君登壇、拍手  
小野義夫君登壇、拍手

会社更生法案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、近代企業形態の代表的なもので且つ現代の経済社会において大なる役割を果してゐるところのいわゆる株式会社が、経営困難に陥り、若し全債務を弁済すればその事業の継続が困難となるような場合、或いは又破産の虞れある場合において、なおその債務を弁済する限りはこれを救済し、その事業の維持更生を図ると共に、併せて債権者、株主その他の利害関係人の利益を確保しようといふ目的のために立案せられたものでありまして、このような株式会社を破産に陥らぬことなく、又従来の和議法によつて同項の期間内に免責の申立

する和議手続や商法による会社の整理手続などのように専ら債務の整理を主眼とする消極的な方法ではなく、企業の維持更生に重点を置く積極的な強力なる手段によつてこれを再建させようとするものであります。なお個々の私企業をかかる強力手段に訴えてまで維持更生せしむることの必要性は、近代社会における企業の社会化によつて、私企業といえども、その解体、消滅は、ひとりその経営者、債権者又は株主のみならず、そこに働く多数の労働者にも甚大な影響を及ぼすと共に、延いては国民経済全体の上にも大いなる損失をもたらすものであることを考慮するとき、この当然の理由が理解できることがあります。

先ず政府原案につきまして簡単に御説明いたします。更生手続開始の申立ては専属管轄の裁判所に対し法定の要件を具備した申立て書を提出して行うことは勿論、更生計画認可決定があつたときは、その権利をも失うに至ります。尤も株主は届出をしなくとも失権することは勿論、その権利をも失うに至ります。尤も株主は届出をしなくとも失権とは

と同時に、管財人を選任し、更生債権等の届出期間、その調査期日及び第一回の関係人集会の期日を定め、その旨公告いたします。管理人は就任後直ちに会社業務の経営及び財産の管理に着手することになりますして、会社の取締役等は経営管理等の権限を行使するこ

とができないのであります。

その第一回の期日には、管財人よりの

調査報告及び参加者の意見開陳があ

り、第二回の期日には、管財人、会

社、届出をした更生債権者、同じく担

保権者、又は株主の提出した更生計画案の審議が行われ、第三回の期日には、この計画案についての決議が行わ

れます。かくて決定された更生計画案

は裁判所の認可決定によつて初めて効

力を発生するものであります。その

内容は、本法の定めるところに従い、債

権者、株主等の権利を変更し、新たな

借款をなし、会社の資本構成を変更

し、或いは新会社を設立する等の方法

によつて、会社の債務を整理し、会社

の事業の維持更生を図るべき計画を定

めるものであります。この計画を遂行

するが管財人の任務でありますして、

管財人は破産管財人のように財産の整

理を行ふのみではなく、事業の経営を

も行わなければならないので、相当な

手腕を期待されるわけであります。

このようにして順調に計画が遂行さ

れ、企業が更生された場合、又はその

見込がついた場合には、更生手続は終

結いたのですが、更生計画案

ができるとき、財産状態の好転によ

つて更生計画案を作る必要がなくなつ



す。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

参議院議長 佐藤尚武殿

衆議院議長 林 譲治

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年五月十三日

右の本院提出案をここに送付する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

町村の警察維持に関する責任の転

移は、同條第八項の規定にかかわらず、同年六月一日に行われるものとせらされました。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

○西郷吉之助君登壇、拍手

只今議題となりまし

た町村の警察維持に関する責任転移の

時期の特例に関する法律案につきまし

て、地方行政委員会における審査の経

過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院議員提出に係るるもの

であります。現行警察法によれば、

十月三十一日までに町村警察の維持に

関する住民投票の結果の報告が内閣総

理大臣に対してなされたときは、翌年

四月一日に警察維持に関する責任の転

移が行われる規定に相成つております。

移の時期の特例に関する法律案

昭和二十六年十一月一日から昭和

二十七年五月二十日までに警察法

(昭和二十二年法律第二百九十六号)第

四十條の三第六項の規定により警察

を維持しないことに決定した旨の報

告のあつた町村のうち、当該町村長

がその議会の同意を得て、警察維持

に関する責任の転移の時期を繰り上

げたい旨を昭和二十七年五月二十日

警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得まして、警察維持の受入体制といたしましては、人員五百名程度までは既定予算の範囲内で賄うる。

その議会の同意を得まして、警察維持に關する責任の転移の時期を繰上げた旨を、本年五月二十日までに国家公

安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同五月三十日までにその承認を得たものにつきましては、その警察維

持に関する責任の転移は、現行法によ

る来年四月一日を待たずして、本年六

月一日に行われるものとするのであり

ます。

地方行政委員会におきましては、本

月十二日、衆議院議員河原伊三郎君よ

り提案理由の説明を聞き、提案者並び

に政府委員との間に質疑応答を重ねま

したが、次にその主なるものを一、二

御紹介いたします。

即ち「本法案によれば、警察維持の

責任の転移の時期の繰上げを認められ

る町村の中に、本法案の成立を見込ん

で五月に入つてから住民投票を行ふも

のまで含めるように解されるが、それ

は警察維持に関する住民の自由な意思

けであります。併し、かく長期間に亘

りまして住民投票に基く警察維持に関

する責任の転移が実現を見ないこと

は、その間種々の障害を生ずることも

予想せられますので、今回その特例を設けることにいたしましたのであります。

即ち昭和二十六年十一月一日から

本年五月二十日までに、警察法第四十

條の三第六項の規定によりまして、警

察を維持しないものとなるのは、政府側より、「すでに住民投票の済んだもの七ヶ町村、他に約十ヶ町

の受入体制といたしましては、人員五

百名程度までは既定予算の範囲内で賄

うる見込である」旨の答弁があります。

五月十七日討論に入り、若木委員よ

り、本法案は警察の国家集中政策を促

進し、警察民主化の本筋に逆行するも

のであるから反対する旨述べられまし

た。かくして採決の結果、本法案は多

数を以て原案の通り可決すべきものと

決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論

の通告がござります。発言を許します。原虎一君。

〔原虎一君登壇、拍手〕

○原虎一君 私は、只今西郷委員長よ

り報告になりました法案に対し、反対

の意思を表明するものであります。

本案は、只今委員長報告にあります

た通り、警察法第四十條の三に基きま

して、自治体警察を維持しないことを

決定した町村が、総理大臣に対し成規

の報告を十月三十一日までにしないため

に提出する内閣の義務規定をも議員み

ずからが壞すものと言わなければなり

ません。(「そろだ」と呼ぶ者あり)

そこで反対いたしました第一の理由を申しますれば、本法案は余りにも基本法即ち警察法第四十條の精神を疎闊することも甚だしいと言わなければなりません。自治体警察を維持しない決定をした町村の成規の報告期日を十月三

月一日と定めましたことは、その自治

体警察を国警に転移して、必要経費を國の負担とするため、予算編成上一定の期日を必要としたからであります。然

るに本案は、全くその精神を無視し

て、昨年十一月一日より、会計年度を越えて、二十七年度予算成立後の本年五月二十日までとするものであつて、

かくのごとき悪例を認めますれば、次期国会においても同様なことがなされても、いたし方がない、結局警察法第四十條の三は空文に等しいものとなるばかりでなく、財政法第二十七條によ

る毎会計年度の予算を十二月中に国会に提出する内閣の義務規定をも議員み

ずからが壞すものと言わなければなり

ません。(「そろだ」と呼ぶ者あり)

第二の理由は、本案によつて本年六

月一日より国が負担する予算総額が不

明で、責任ある審議はできなかつたと定したものばかりでなく、将来その鹿

止めを決定する町村にも適用できる法文になつておるため、国の負担すべき

支出額が全く不明であります。本法

案の目的が、北海道、愛知県等におい

て、昨年十一月以降自治体警察の廃止を決定した七ヶ町村及び今後廃止を決定する町村の警察費を国が負担する期日を繰上げるものであることは明らかでありますから、従つて国の負担額が明白でなければ責任ある審議は不可能なのであります。然るに国警当局は、委員会におきまして、明確なる資料の提出は不可能であると明言いたしております。又予算上不可能といふことになれば、本案は不必要となるのであり、若し国警が既定予算の範囲で賄い得るとすれば、余りにも昭和二十七年度の国警予算は社稷であることを指摘しなければなりません。

理由の第三は、前述の第一、第二の理由によつて明らかなどく、本案が自治体警察を廃止して国警に転移する町村に大なる便宜を與えるところの国警勧奨法案であることは、諸君の十分察知されるところと信じます。提案者が委員会における質問に対し、「本年四月一日、本案を議員提出案として衆議院に提出して以来、にわかに町村において自治体警察廃止の住民投票が増加した事実は、本案の必要性を示すものである」と断言したことによつても、提案者が自治体警察を国警に転移する勧奨の意思によつてなされたものであることは明らかであります。(「ノーノー」と呼ぶ者あり)警察法前文中には「個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威の組織を

確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する」とあり、警察法第四十条の三による住民投票は、飽くまでこの前文の精神に基いて全く自由に冷静に行使されなければなりません。提案者は希望することなく、国会や政府が如何なる形式によるにせよ、勧奨する雾雨氣の中で行わればならないのであります。

最近吉田内閣並びにその與党は、國內治安強化に名を藉りてひたすら権力政治への復活の道を急ぎ、国民忍苦の中に漸く芽生えた民主主義精神を刈取るがことゝ非政を強行しつつあることは、我々の断じて容認できないところであります。(「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり)本案は、自治体警察を廃止して国警転移を勧奨し、警察国家復元の野望を包蔵する危険なるものとして、日本社会党を代表して断固反対を表明いたす次第であります。(拍手)○議長(佐藤尚武君)これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君)過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君)日程第四、国立学校設置法の一部を改正する法律案、(衆議院提出)日程第五、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案、(内閣提出)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕○議長(佐藤尚武君)御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

一、委員会の決定の理由  
本法案は、わが國海運の発展とこれに伴う船渡の増強計画とに對応して、高級船員の養成施設を増強するため、神戸商船大学を設置するものであつて、本委員会は、適切妥当なものと認めたが、附則を別冊の通り修正した。

二、事件の利害得失  
商船大学を更に一校増設するににより、独立後におけるわが国海運の進展に寄與することができること。

三、費用  
本法施行に伴う経費は昭和二十項中「八四一、六一九人」を「八四六六七人」に改める。  
右の本院提出案を以て送付する。昭和二十七年四月二十四日  
参議院議長佐藤尚武殿  
衆議院議長林 譲治  
要領書

#### 審査報告書 国立学校設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月十六日  
文部委員長 梅原 真隆

#### 参議院議長佐藤尚武殿

#### 多数意見者署名

相馬 助治	川村 松助
白波瀬米吉	木村 守江
矢嶋 三義	中山 齊彦
堀越 勝郎	高田なほ子

#### 第三條の表中

神戸大学	兵庫県
文理学部	教育学部
法学部	経済学部
経営学部	工学部

#### 第三條の表中

律第百五十号)の一部を次のよう

改正する。

国立学校設置法(昭和二十四年法

改正する。

神戸経済大学を

改める。

別表第一中	
神戸大学	神戸商船
九八五人	九八五人

神戸大学	九八五人
神戸商船	六〇人
大学	に改



案者の説明によりますと、独立後ににおける我が國再建の途は急速に自立経済の充実を図ることにあり、それがためには産業の発達を根本要件とするが、同時に又我が國の地理的環境と資源の貧困等の事情に鑑み、海運の十分な進展を図つて、国際競争に堪え得るだけの近代的商船隊の再建を目標としなければならないから、従つてそれに必要な船腹の充実と相待つて有能な船員の養成が急務であるといふのであります。

文部委員会におきましては極めて慎重に審議を重ねて参りましたが、その過程におきまして行なわれました質疑及びこれに対する提案者並びに政府の答弁の主なものにつきましてその要旨を挙げますと、次のとくであります。

第一に、「七十有余の国立学校を有する我が国においては、すでにその統合整理さう論じられつつある現在、更に新たに国立大学を設置する必要が果

してあるのか。船員教育機関としてあるのは、清水にある商船大学と、全国五校の国立商船高等学校を充実させることによつて十分であると思われるが」との質問に対しまして、「国立大学に關しましては、近く設置される中央教育審議会において各大学それらの緊密性と特殊性を再検討する予定である。日本海運の将来の発展を期すため昭和三十年度において三百八十万総トンを

保有する計画を以て建造中の我が國船隻に対応して、二校の商船大学において高級船員教育の充実を図ることが極めて緊急である」との答弁であります。

第二に、「神戸商船大学設立に伴う財政措置に関する質問に對しまして、提案者から「設立に關する経費の半額を四ヵ年分割により地元において責任を以て負担し、半額を政府が支弁する確約を得てあり、殊に本年度の政府支出額約一億二千万円は予備金を以て充当されることになつて」との答弁があ

り、政府又、「本年度経費は予備金を以て賄い、一般国立諸学校の経費にいささかも支障を與えないものである」との答弁がありました。

第三に、「三百八十万総トンの船腹量建造計画は過去の実績に従つて果し得可能であるか」との質問に対し、「昭和二十六年度における造船、貿船の量は約六六十万トンに達しており、この実績に従つても今後毎年四十万トンずつ

の建造計画は可能であるから、昭和三十年度には必ず目標船舶量に到達できる」と信じて」との政府の答弁であります。

第四に、「現在神戸にある海技専門学院の施設の大部分は、神戸商船大学の設立に伴い運輸省から文部省に移管されるわけであるが、神戸商船大学は昭和三十二年にならなければ卒業生を出

さないのであるから、その間、逐年需要を増す高級船員の補充に支障を来たさないか」との質問に対し、「昨年文部、運輸両当局の責任者間において、神戸市深江にある海技専門学院の施設

を文部省に移管後といえども、その使用は当分の間運輸省においてなし、船員の再教育には絶対に支障を與えない問題の覚書が取交されており、運輸省としては、二二三、四年は特に船員の再教育を盛んにし、将来は逐次その員

数を減少する計画であるが、再教育は半永久的に繼續する意思である」との答弁であります。

第五に、「然らば同一の校舎内に、年間に対し、卒業後の資格等に懸隔ある二種類の学生を収容して、おのおの別個の教育を行うことにより生ずる弊害を如何にして除去するか」との質問に対し、「将来は再教育機関を別に設立させる予定である」との答弁であります。

第六に、「神戸商船大学の新設による将来二校の出身者が派閥を生じ、狹隘な船内の生活において問題を起すような場合、延いては日本海運の発展を阻害する虞はないか」との質問に對し、「そのような意見もあり、事実過去においてもかかる場合も皆無ではない」との答弁であります。

第七に、「清水の商船大学はその規模は広大であるが、内容施設は未だ不十分であり、且つその校舎も戰時中の急造にかかるものであるため、根本的に改築を要し、機械器具の施設、なかなか研究室、図書館等の充実を図る必

要に迫られているが、今新たに神戸に一校を設けるときは国費は必然的に二校を設けるときと同様に二校を設ける双方に體の大大学を造ることとなり、船員教育を却つて阻害する結果となる虞はないか。先ず清水を十全ならしめ、然る後に、なお不足の場合は更に一校を新設することが至

分せられ、双方に體の大大学を造ることとなり、船員教育を却つて阻害する結果となる虞はないか。先ず清水を十全ならしめ、然る後に、なお不足の場合は更に一校を新設することとが至

る」との答弁であります。

第八に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第九に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第十に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第十一に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第十二に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第十三に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

第十四に、「國立大学設置に関する質問に對し、「前年に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成

立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立

法としたものである」との提案者の答弁があり、後者について、「船員教育が二十四時間制の特色を持ち、教育

内容も異なるのみならず、財政経理の面からも独立した大学にしたほうがよ

い」と思料せられる」との政府の答弁であります。

次いで相馬委員より、一、昭和三十一年における三百八十万総トンの船舶保有量に対応せんがため商船大学を増設するというが、俗に河童が陸に上ることのなきよう政府は国家財政の許す限り努力せらるべきこと。二、神戸商船による優秀船員の増強を期すること。これら被教育者のため財政的援助を大幅に與えること。三、議員立法であるが、政府の財政的裏付けについての善処につき努力する旨の言明がある以上、文部大臣はこの確約の実現に努力せられたいこと。四、地元県市が四年に四億数千万円の地元負担を行ひことは容易ならざることであるから、大蔵当局は能く限り地方起債等に關し援助せられたいこと。五、学閥問題その他の問題を養成する両大学に對し、十分なる財政的措置を講ぜられたいこと等の強い要望を付し、我が國産業の発達と海運事業の伸長を希見る見地から、当初多大の疑念を持つたが、政府當局を信頼して賛意を表すとの意見の開陳があり、

次に矢嶋委員より、審議の過程において、未だ理解できない点多々あります。文部省の高級船員養成に關しての確たる計画なきを遺憾とするが、衆議院における全会一致の本法案に敬意を表し、且つ提案者諸君の熱意に信頼し認めることを要望を強調されました。一、大學の新設如何にかかわらず、再教育による優秀船員の増強を期すること。これに對する旨の言明がある以上、被教育者のため財政的援助を大幅に與えること。二、議員立法であるが、政府の財政的裏付けについての善処につき努力する旨の言明がある以上、文部大臣はこの確約の実現に努力せられたいこと。三、神戸商船による優秀船員の増強を期すること。これら被教育者のため財政的援助を大幅に與えること。三、議員立法であるが、政府の財政的裏付けについての善処につき努力する旨の言明がある以上、文部大臣はこの確約の実現に努力せられたいこと。四、地元県市が四年に四億数千万円の地元負担を行ひことは容易ならざることであるから、大蔵当局は能く限り地方起債等に關し援助せられたいこと。五、学閥問題その他の問題を養成する両大学に對し、十分なる財政的措置を講ぜられたいこと等の強い要望を付し、我が國産業の発達と海運事業の伸長を希見る見地から、当初多大の疑念を持つたが、政府當局を信頼して賛意を表すとの意見の開陳があり、

次に堀越委員より、一、学閥を排除し合つて学術を磨くようにせられたいこと。国民外交使節を養成する両大学に對し、十分なる財政的措置を講ぜられたいこと等の強い要望を付し、我が國産業の発達と海運事業の伸長を希見る見地から、当初多大の疑念を持つたが、政府當局を信頼して賛意を表すとの意見の開陳があり、

次に清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。一、文部大臣は今後必要不可欠の場合のほか大学の設立を避けてはならないこと。三、船員の再教育については覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。

次いで岩間委員より、一、現在の日本貿易は、ソ連と中共を遮断して、安価な原料による短距離貿易がなされておらず、又貿易政策からではなく、もつと高い見地から国家教育のための大蔵が進られるべきである。二、日本貿易は平和産業の無制限拡大でなければならぬが、戰争態勢の助長による船員

の犠牲を虞れる。三、地方財政の困難なことを要望を強調されました。一、ある等の理由を列挙して反対意見が述べられました。

次に高田委員は、すでに各委員から寄附者である船主から教育の主体性を侵害されないように留意するのみならず、海運政策も國家的立場から確立すること。二、船員たるべき学生の教育に國庫の補助をなすこと。三、神戸商船大学発足後は、二系統の監督機関により同一建物における教育が行われる關係上、対立意識の緩和等、運営面に十分な助言と指導を怠らないこと。

四、船員教育は文部省に一元化すべきこと。五、商船大学両校間に對立的感情の起らぬよう特に留意すること。

次に堀越委員より、一、學閥を排除すること。二、文部大臣は今後必要不可欠の場合のほか大学の設立を避けてはならないこと。三、船員の再教育については覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。

次いで修正の部分を除く原案も又多数を以て可決を見ました。よつて本法案は修正可決されたものであります。以上御報告申し上げます。

次に、連合国及び連合国民の著作権の保護期間について次のようないふては覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。

次いで岩間委員より、一、現在の日本貿易は、ソ連と中共を遮断して、安価な原料による短距離貿易がなされておらず、又貿易政策からではなく、もつと高い見地から国家教育のための大蔵が進られるべきである。二、日本貿易は平和産業の無制限拡大でなければならぬが、戰争態勢の助長による船員

の犠牲を虞れる。三、地方財政の困難なことを要望を強調されました。一、ある等の理由を列挙して反対意見が述べられました。

次に高田委員は、すでに各委員から寄附者である船主から教育の主体性を侵害されないように留意するのみならず、海運政策も國家的立場から確立すること。二、船員たるべき学生の教育に國庫の補助をなすこと。三、神戸商船大学発足後は、二系統の監督機関により同一建物における教育が行われる關係上、対立意識の緩和等、運営面に十分な助言と指導を怠らないこと。

四、船員教育は文部省に一元化すべきこと。五、商船大学両校間に對立的感情の起らぬよう特に留意すること。

次に堀越委員より、一、學閥を排除すること。二、文部大臣は今後必要不可欠の場合のほか大学の設立を避けてはならないこと。三、船員の再教育については覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。

次いで修正の部分を除く原案も又多数を以て可決を見ました。よつて本法案は修正可決されたものであります。以上御報告申し上げます。

次に、連合国及び連合国民の著作権の保護期間について次のようないふては覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の扩充が遅れるなどのないよう努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。

次いで岩間委員より、一、現在の日本貿易は、ソ連と中共を遮断して、安価な原料による短距離貿易がなされておらず、又貿易政策からではなく、もつと高い見地から国家教育のための大蔵が進られるべきである。二、日本貿易は平和産業の無制限拡大でなければならぬが、戰争態勢の助長による船員

たいという答弁がありました。更に本法案の内容につきましても各委員から熱心な質疑が行われましたが、最も問題となりましたのは、本法案が現行著作権法の特例という形をとりながら、戦後国内で議出した多くの著作権問題について、何らの解決方策を提示していないという点であります。これに対しまして政府当局は、本法案は、専ら平和條約第十五條の国内立法化を目的とするものであつて、戦後国内で起つた翻訳権を中心とする著作権問題の解決には、できるだけ行政的措置によつて斡旋盡力して行きたい旨の答弁がありました。なお質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたが、先づ木内委員から、本法案の施行期日について、「この法律は公布の日から施行し、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から適用する」旨修正する修正案の提出がありました。その趣旨の弁明がありました。

次いで高橋委員から、本案には多くの問題点があるが、平和條約にそれが起

し、将来当局において解決のため万

全の措置を講じられた旨要望されて

本案に賛成され、次いで岩間委員から、和解と信頼とを基礎とすると言

いながら甚だしい不平等に立つて平和條約の下請法案である限り、本法案に反対する。殊に講和條約の未調印国人の著

題ととなりましたのは、本法案が現行著作権法の特例としての登録制度を確定したこと等においてその功績を認められねばならないが、将来政府において外國における我が國人の著作権の保護に万全の努力を要望する旨述べられ、本案に賛成の意見を述べられました。併しこの法律案の内容を検討し

てみると、全くこれは日本の権益を保護するといふよりも、外國人の著作権の権益を保護する一方的な片務規定

になります。併しこの法律案は、本法

案に反対の意見を述べられました。

次いで採決に入りましたが、本法

案は複雑難解であつて、容易に本法に賛成すべき確信を得たとして、結局

本法に反対の意見を述べられました。

かくて本法は可決され、結局本法は多数を以て修正可決すべきものと決定されました。

以上を以て御報告いたします。

(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 連合国及び連合  
国民の著作権の特例に関する法律案に  
對し討論の通告がござります。發言を

許します。岩間正男君。

[岩間正男君登場、拍手]

○岩間正男君 私は日本共産党を代表

しまして、只今議題になりました連合

國及び連合國民の著作権の特例に関する法律案に対しまして反対するものであります。

委員長報告にもありましたように、

本法案は平和條約第十五條の項によ

りて、もつと有利に而も補充解釈をしよ

うというのがこの法の狙いなのであり

ます。併しこの法律案の内容を検討し

てみますと、全くこれは日本の権益を

保護するといふよりも、外國人の著作

権の権益を保護する一方的な片務規定

になります。併しこの法律案は、本法

案に反対の意見を述べられました。

かと申しますと、占領中におきまして

は政令二百七十二号によりまして、外

國の翻訳著作権といふものは日本側に

は全然認められなかつたのであります。

そうして原著者及び外國の仲介業者にこの権利が全部移転した。その結果、日本の出版業者は、これらは外國の原著者並びに仲介業者に対して相当高額な印税を取られて來たの

であります。これは非常に戦争前の状態とは様子が違つておる。而もこの真

の狙いは何であつたか。これは言うまでもなく、日本の出版物に対するところの検閲制度を表面はとることができないので、実はこうじょよくな許可制

によつて検閲制度をひそかにとつたといふ、この占領政策の一つの方向であつた。こうじょよくな許可制

を是正することが本法案の狙いでなければならぬと私は思つてあります

が、こうじょよくな現実的な、而も今後多くの紛争を孕むであろうところの

足的なやり方、こういうことが法案

の根本的な狙いになつてはならぬと思

う。

むしろ、ここで、こうじょよくな法

案が立法されるならば、先ほども問題

になりましたように、この占領中にお

けるところの著作権の問題といふもの

は実に複雑怪奇であります。そろし

て又日本側には非常に不利な状態が押

さえつけられているので、この不利な状態

を講和に伴いましてこれを是正する、

そろしてその権利の回復を図る。こう

いふところに本法案の狙いが私にはなけ

ればならないと思うのであります。

例えばどういうことが行われている

かと言いますと、占領中におきまして

は政令二百七十二号によりまして、外

國の翻訳著作権といふものは日本側に

は全然認められなかつたのであります。

そうして原著者及び外國の仲介業者にこの権利が全部移転した。その結果、日本の出版業者は、これらは外國の原著者並びに仲介業者に対して相当高額な印税を取られて來たの

であります。これは非常に戦争前の状

態とは様子が違つておる。而もこの真

の狙いは何であつたか。これは言うまでもなく、日本の出版物に対するところの検閲制度を表面はとることができないので、実はこうじょよくな許可制

を是正することが本法案の狙いでなければならぬと私は思つてあります

が、こうじょよくな現実的な、而も今

後多くの紛争を孕むであろうところの

れであります。その最もひどい例を私

はここに挙げてみましょう。シートン

の「動物記」、内山賣次氏の訳であります

が、この著作権保管者としまして、イ

ギリスのクリステーモー社を通じま

してこの著作権の譲渡を願つた。この

とき、七五%、七分五厘で以て譲渡

されたのであります。ところがこれに

対しまして、いつの間にかアメリカの

仲介業者のトマス某なる者がこの中

に入りました、交渉権を自分が得たと

いふようなどことで以て、先にすでに契

約をしました承諾書を取上げてしまつ

て、そのままこれを返さない。あとで

このことを出版社のほうから交渉しま

すといふと、全然そういうことは知ら

ない。こうじょよくなことの名目之下に、

七分五厘で契約をされましたところの

この印税を九分に引上げておる。仲介

業者がこうじょよくな実に悪いこと

をやつしているのです。こうじょよくな

問題につきまして、これは一例に過ぎ

ないでありますけれども、こうじょよ

なようないろいろな占領中の契約によ

りまして、既得権や、それからいろへ

な権利が侵害され、又はいろへな不

明瞭な形にされておる。こうじょよくな

許可制

を是正することが本法案の狙いでなければならぬと私は思つてあります

が、こうじょよくな現実的な、而も今

後多くの紛争を孕むであろうところの

れであります。その最もひどい例を私

はここに挙げてみましょう。シートン

の「動物記」、内山賣次氏の訳であります

問題に対しては、「」の提案は何ら手をかけていない。これがひとことであります。こんなことをやりますといふと、ここで、この法案によりまして、今後、又再びペルス協約に戻るということになりますと、戦争中のこうしたような渦乱を、どのように今後解決するかというようなことにつきましては、これは、この関係者を我々は委員会に参考人として出て頂きました。その実情を聽取したのであります。けれども、全くこれは方法が立たない。どういう問題を解決しないで、こんな法案だけ作られたつて、問題にならないといふような意見を申されておるのであります。

これをイタリアの平和條約と比べてみますと、確かにこの点については不利であります。つまりイタリアの平和條約によりますと、こういう問題については第十五附属書の一ノハの規定によりまして、こういう問題については一年間の期間が與えられて、これら権益の不法侵害に対しましては、その期間内に交渉して回復するといふことが規定せられておる。ところが日本の場合には、何らそういう規定がない。そらしておつて我々の講和條約は、イタリアの平和條約より遙かに友好的なところの、和解と信頼に満ちたものである。併しこういうことは我々は了承することができないのです。

従つてこの法案は、文部省が技術的に提出して来て、文部省から説明を聞いたのでは全然わからないので、委員会としましては、外務省の関係者諸君に交渉経過に対しましては、岡崎國務大臣は、自分はその時の責任者でないから、どうもわからない。従つて第十四条の線で今後努力するというよくな、誠にこれはあいまいな答弁であります。又当時の條約に最も中心的な努力をして西村條約局長に対しまして、これら交渉経過はどうであつたかということを私は質問したのでありますするが、それに對しましては、講和條約によつて既成事實に変更を加えることは非常にむずかしいというアメリカ側の意見であつたと、そして、それに對してどういう折衝をしたかというと、残念ながら、因果を含められるよくな。そういうことに対するは了承せざるを得なかつたと、こう言つて、その場合に如何に一方的な交渉経過であつたかといふことをさげへと告白しておるのであります。私はこれを聞きましては、突然としたのであります。併しながら西村條約局長は正直だと聞いて、私はその正直さを賞めたのであります。

りますのは、これに賛成した諸君の言ふを聞いてみますと、まあ平和條約とところの国内立法であるから止むを得ないということで、このような不利であることは誰一人として認めぬ人ははない。にもかわらずこれに賛成しておるということになると、これは一体どうしたことになるか。こういう不利な態勢をいつどこで、どの線でこれを回復するかという保障がないのです。私たちには、これはいろいろ具体的な事實を本当に握っていないから、漠然とした形で賛成したかも知れないけれども、その後出て来たところの安保條約並びに行政協定、並びにこれらに伴うところのいろいろな国内諸立法、これらが如何に我々日本民族の尊厳めるような性格を持つておるものであるかと見てのあります。こういうものに対しまして、一つ（我々がはつきりした態度を持つて立ち向つても、私たちには遅延がない）と思ひであります。（簡単々々と呼ぶ者あり）もと大前提はきまつてゐるのだから仕方がないのだと、こういふことで今後進むべきことでは、我々日本民族の権益といふものを守り抜くことはできないと思うのです。いう関係で文部省や外務省が、題に対して、十分に我々がタツチする

ことができない今まで国内立法でやへております。こういうことは、非常に今後文化交流にとつて我々は不利であります。こういう不利な態勢をいつまでもこれを続けることはできないし、而もこの法案を急いでいるのは、今申ましたように、これは国内の補充解釈、而も国内だけの問題としてこれを作られておる。いわばこんな法案はつてもなくともいいのです。そういう点から、例えばこれに対しまして日本著作権協議会は、次のよくな三つの理由を挙げて反対しております。

その三つの理由といふのは、第一は、「文部省当局は対日平和條約十五條項に關し、我が國に有利な補充解釈を規定を挿入した」と言つてゐるが、果して有利かどうか結論が出て来ない。例えば第四條二項、第六條括弧内但書などは、むしろ今後紛糾の種を播いていくべきである。こういうことを言つてゐる。第一に「この解釈規定は如何なる外交上の取極によるかは知らないが、少くともこのような強制的解釈規定を恒久的に立法化し、將來外交上の交渉の余地をなくすることは賢明な措置とは言えない。少くとも今後の外交交渉によつて、このような不利な事態が少しだも改善されて行くことが望ましい。立法はこれら外交上の見通しが付いたときでも決して遅くはない」。うらうらことを言つてゐる。第三には、

「新憲法は旧憲法とは違つて、條約が國內法に優先し、而も直接に国民に対し効力を有するものであるから、前項の理由で解釈規定を削除すれば、同法案は條約の内容をそのまま移したことになつて、全くこれは無用なことになります。」

こういうことを擧げているのであります。

こういう反対理由、関係者のこういふうなら一致した反対理由でも明らかになつて、今これを急いで何を作る必要といふのは少しもない。仮に我々が自由満足的に、国内だけ有利に解釈しましても、問題は相手のことでありますから、飽くまでこれは平和條約の線で以て決定されている。これは自己満足の立法と言わざるを得ない。この自己満足の立法に我々はこのよくなきな時間を拘つている暇はないと思う。こういう点から考えまして、私は先ずこの法案に対しまして反対せざるを得ない。

第一の理由としまして擧げたいのは、これはこの法案によりますといふと、この法案の適用を受けるのは、これは平和條約印國の著作権に関するものでありますて、未調印國、その中で特にソ連、中国、こういう国を除外しているのであります。成るほど在吉田内閣は反共鎖國の政策を推し進めているようだあります。併しながら

ら、経済的な問題、更にもつと繋がりを持つところの文化的な問題、これらのような問題に対しましても同じようには、果して日本のために有利であるかどうかということを私たちは考えて見たい。まさにこれは文化における反共鎮国の政策だと言わざるを得ない。殊に文学の場合を考えてみますといふと、日本の近代文学におきまして大きな二つのこれは私は要素があると思う。その要素をなしておるものにはフランス文學とロシア文學であります。従いましてこのロシア文學の精神が、十分に今まで日本文學にこれは地下水のようにいろいろな意味で渗透している。(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふようなものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去することは、私は非常に不利だと思う。これは文學だけじゃありません。音樂についても映画についてもそういう面が起つて来る。これは非常にやはり政治的目的を以てこういふようにされてゐると言わざるを得ない。(こういふことは、私たちはこれは非常に愚かしい、やあります。(その通り)と呼ぶ者自分みずから、これは手足を奪うよう、眼を塞ぐようなやり方であります。(その通り)いわゆる日本民族の問題で、そうして日本民族を再びあの馬鹿げた、馬車馬のように眼に日障しをされないばならないのであります。(その通り)

ようによると、我々は努力しなければならない。そういうことをしないことによりまして、我々は一方的な向に文学の場合を考えてみますといふと、日本の近代文学におきまして大きな二つのこれは私は要素があると思う。その要素をなしておるものにはフランス文學とロシア文學であります。従いましてこのロシア文學の精神が、十分に今まで日本文學にこれは地下水のようにならぬと想へ。(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふようなところに、この法案が實際に何をするか(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふようなものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去する。(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去する。(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去する。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決則た。こういふ原則を全く除去してしまつてはならないところに、この法案が實際に何をするか(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去する。(時間だぞと呼ぶ者あり)こういふような意味から考えますと、さういふものを削除して、そういうよもやまな文化交流の面でこれを除去する。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十七年五月十日  
〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十七年五月十日  
〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 次に、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、信用金庫法施行法の一部を改正する法律案、(衆議院提出)日程第七、貸付信託法案、(内閣提出)日程第八、関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の三案を一括して議題

を開く、そして本当に真相をつかむ、いろいろと我々は努力しなければならない。そういうことをしないことによりまして、我々は一方的な向に米一過剰をやりますことによりまして、そういうよもやまな文化面だけを吸收するということは、御承知のように日本現在の、この植民地的風景が出て来る。我々はやはり栄養失調に陥つてしまつて、世界の情勢について十分に見る眼を開く、そらして本当に真相をつかむことによりまして、我々は一方的な向に

これより両案の採決をいたします。  
先づ国立学校設置法の一案を改正す  
る法律案全部を問題に供します。委員  
長の報告は修正議決報告でございま  
す。委員長報告の通り修正議決するこ  
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔定義〕  
〔定義〕  
〔定義〕

貸付信託法案  
(目的)  
貸付信託法

第一條 この法律は、貸付信託の受  
益権を受益証券に化体するととも  
に、受益者の保護を図ることによ  
り、一般投資者による産業投資を  
容易にし、もつて資源の開発その  
他緊要な産業に対する長期資金の  
円滑な供給に資することを目的と  
する。

〔定義〕  
〔定義〕  
〔定義〕

第三條 信託会社(信託業務を営む  
銀行を含む。以下同じ)は、貸付  
信託に係る信託契約に基づいて、  
受託者がこの法律の規定により行  
うとするものをいう。

〔信託約款と信託契約〕

2 この法律において「受益証券」と  
は、貸付信託に係る信託契約に基  
く受託者が表示する証券であつて、  
行うとするものをいう。

2 この法律において「受益証券」と  
は、貸付信託に係る信託契約に基  
く受託者が表示する証券であつて、  
行うとするものをいう。

〔信託約款と信託契約〕

第三條 信託会社(信託業務を営む  
銀行を含む。以下同じ)は、貸付  
信託に係る信託契約については、  
あらかじめ大蔵大臣の承認を受け  
た信託約款に基いて、これを締結  
しなければならない。

2 信託約款においては、左に掲げ  
る事項を定めなければならない。

1 信託の目的

2 信託契約の締結の際の信託財

産の額に関する事項

3 受益証券に関する事項

四 委託者及びその権利義務の承認に関する事項
五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項
六 信託の収益の計算の時期及び方法に関する事項
七 信託の元本の償還及び収益の分配の時期、方法及び場所に関する事項
八 当該信託契約に基づく信託契約に係る信託財産の共同運用に関する事項
九 前項に掲げる信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項
十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
十一 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九條（損失の補てん及び利益の補足）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項
十二 信託報酬の計算方法並びにその支拂いの方法及び時期に関する事項
十三 信託契約の変更に関する事項
十四 公告の方法
十五 その他公益又は受益者保護のため必要且つ適当であると認められる事項で大蔵省令で定めるもの

規定による承認を受けようとするときは、信託契約を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
2 大蔵大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。
2 大蔵大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画が法令に違反せず、且つ、公益又は受益者の保護に欠けるおそれがないときは、承認申請書を受理した日から三十日以内に、その承認をしなければならない。
2 受益証券の権利者が前項の期間内に異議を述べた場合は、その変更を承諾したものとみなす。
2 第一項の期間内に異議を述べた者は、その変更を承諾したものとみなす。

第五條 信託会社は、前條の規定により承認を受けた信託契約を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書を大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
2 第一項の期間内に異議を述べた者は、その変更を承諾したものとみなす。
2 受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて貰い取らなければならぬ。この場合においては、信託法（大正十一年法律第六十二号）第九條（受託者の利益享受の制限）の規定は、適用しない。
2 受託者は、前項の規定による公告は、信託契約で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。
2 第一項の規定による公告は、信託契約で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。

第六條 受託者は、前條の規定により無記名式とすることができる。
2 前項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について適用する。この場合において、前條第一項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面」とあるのは、当該信託契約の変更により信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画に変更がある場合にその変更に係る計画を記載した書面」とあるのは、当該第二項中「信託契約締結の手続」第七條 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。
2 受託者は、前項の規定による公告は、信託契約で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。
2 受託者は、前項の規定による公告は、信託契約で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。
2 受託者は、前項の規定による公告は、信託契約で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。

第七條 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。
2 受託者は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間経過後遅滞なく、当該取扱期間中に発行した受益証券の種類及びその種類ごとの総額を大蔵大臣に届け出でなければならない。
2 受託者は、貸付信託の信託財産に留保しなければならない。
2 受託者は、貸付信託の信託財産に留保しなければならない。
2 受託者は、貸付信託の信託財産に留保しなければならない。

の元本に損失を生じた場合に限り、当該損失を補てんするため、前項の規定による特別留保金を取り戻すことができる。

3 第一項の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法は、法令で定める。

4 受託者は、第一項の特別留保金の額が、当該貸付信託に係る元本の償還によって、前項の規定に基づく法令で定める限度をこえたこととなつたときは、そのことによる金額を、当該貸付信託に係る信託約款の変更により元本補てんの契約を解約したときは、特別留保金の額を、それと、信託報酬として取得しなければならない。

(通貨及証券機造取締法の適用) 第十五條(通貨及証券機造取締法(明治二十九年法律第二十八号))は、受益証券の模造について適用する。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 第三條第三項中「一年」とあるのは、この法律施行の日から一年を限り、「一年」と読み替えるものとする。  
3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。  
第五十八條中「利子の支拂」を「利子若しくは利益の支拂」に、「又は証券投資信託」又は貸付信託(貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。)の受益証券若しくは証券投資信託」に改める。第五十九條第一項中「株式」を「株

式、貸付信託の受益証券」に、「又は収益の支拂」又は「利益若しくは収益の支拂」に、同條第二項中「又は収益」を「利益又は収益」に改める。

4 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のよう改正する。

第三條第一項中「社債」の下に「貸付信託(貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。)の受益証券」を加える。

5 同條第二項中「社債」の下に「貸付信託の受益証券」を加える。

6 外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の改正規定中「証券投資信託」の下に「又は貸付信託法(昭和二十七年法律第二号)第二條に規定する貸付信託」を、「その配当金」の下に「証券投資信託」を、「その配当金」の下に「証券投資信託」を加え、「社債(外国において発行されを貸付信託の受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金、社債(外国において発行され)に改め「金、錢」の下に「証券投資信託」を加え、「社債及び」を貸付信託の受益証券について表示されている受益権に係る信託の元本の償還金、社債及び」に改める。

7 関税法の一部を改正する法律案(署載)は、都合により附録に掲載する。

8 関税法の一部を改正する法律案(署載)は、本院においてこれを可決した。

9 よりて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月十九日  
衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

関税法(明治三十二年法律第六十号)の一部を次のよう改正する。

関税法の一部を改正する法律案(署載)は、本院においてこれを可決した。

ノ出港地ノ出港免状又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ提出スベシ  
第十一條中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め、「旅客ノ携帶品及」を削る。  
第十三條に次の二項を加える。  
外国貿易航空機税關空港ヲ出港セントスルトキハ機長ハ税關ニ出港申告書ヲ提出シ出港免許ヲ受クベシ

項ノ船舶」を「沿海通航船等」に、「船用品」を「船用品又ハ機用品」に改め用品」を「船用品又ハ機用品」に改める。

第二十一條中「外国貿易船舶用品」に、「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第二十二條中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第三章 貨物(第三章 貨物及保稅地域)に改める。

第二十八條第一項中「開揚、船積」を「積卸」に、「船舶ト陸地トノ交通」を「船舶ト陸地又ハ航空機ト税關」に改め、「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め。

第二十九條ノ二 本法ニ於テ保稅地域ト称スルヘ指定期保稅地域及特許上屋、保稅倉庫、保稅工場其ノ他税關長ガ外國貨物ヲ藏置シ得ベキ場所トシテ特許シタル場所ヲ謂フ

第二十九條ノ三 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港ニ於ケル税關手続ノ簡易且迅速ナル処理ヲ圖ル為輸出貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運搬又ハ設置ヲ為シ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ四 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ五 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ六 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ七 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ八 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ九 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ十 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ十一 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

第二十九條ノ十二 指定期保稅地域トハ國、地方公共團體又ハ日本國有鐵道ノ所有スル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ニシテ開港又ハ税關空港

昭和二十七年五月十九日 参議院会議録第四十一号 信用金庫法施行法の一部を改正する法律案外二件

八九八

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ全部又一部ニ付外國貿易ノ消長其ノ他ノ事由ニ因リ指定保税地域トシテ存置スルノ要ナシト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ニ付指定ヲ取消スコトヲ得

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ為ナントスルトキハ予メ当該指定ヲ為サントスル又ハ當該指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有者及管理者ガ國、地方公共団体及日本国有鐵道以外者ナルトキハ其ノ意見ヲ徵ニ協議スベシ但シ当該管理者ガ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ為サントスルトキハ斯ベシ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ為サントスルトキハ前項ノ措置ヲ執ルト共ニ公開ニ依ル聽聞ヲ行ヒ輸出業者其ノ他ノ當該指定又ハ取消ニ關シ利害關係アリ者ニ對シ意見ヲ陳述スル機会ヲ與フベシ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ為サントスルトキハ其ノ前項ノ措置ヲ執ルト共ニ公開ニ依ル聽聞ヲ行ヒ輸出業者其ノ他ノ當該指定又ハ取消ニ關シ利害關係アリ者ニ對シ意見ヲ陳述スル機会ヲ與フベシ

大蔵大臣ハ指定保税地域ノ指定又ハ其ノ取消ヲ為サントスルトキハ斯ベシ但シ當該管理者ガ國、地方公共団体及日本国有鐵道以外者ナルトキハ其ノ意見ヲ徵ニ協議スベシ

三 当該建設物其ノ他ノ施設ノ改  
内二於ケル建設物其ノ他ノ施設ノ改  
ノ新築  
二 当該土地ノ工事又ハ當該土地  
ノ処分又ハ其ノ用途ノ変更  
一 当該土地ノ工事又ハ當該土地  
ノ施設ノ譲渡、交換、貸付其ノ他  
ノ処分又ハ其ノ用途ノ変更  
二 当該土地ノ工事又ハ當該土地  
ノ新築  
三 当該建設物其ノ他ノ施設ノ改

前項ノ場合ニ於テ税關長同項ノ協議又ハ同項ノ承認ノ申請ニ係ル行為ニシテ指定保税地域ノ目的ヲ阻害セズ且取締上支障ナシト認ムルトキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認スベシ

税關長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域タル土地内ニ當該土地ノ管理者ノ同意ヲ得テ當該土地ト當該土地以外ノ場所トヲ區別スル為ノ繕壁、構築其ノ他之ニ類スル施設ヲ設クルコトヲ得

指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有者又ハ管理者ハ正當ノ事由ナクシテ外國貨物ノ藏置ヲ拒絶スルコトヲ得ズ

第二十九條ノ五 指定保税地域ニ貨物ヲ搬入シ又ハ指定保税地域ヨリ貨物ヲ搬出シ命ぜシタルトキハ其ノ搬出ヲ為サントスルトキハ予ヌ

第二十九條ノ六 指定保税地域ニ於テハ税關長ノ許可ヲ受ケタル範圍内ニ於テ左ニ掲グル行為ヲ為スコトヲ得

第二十九條ノ七 指定保税地域ニ貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運搬又ハ其ノ取扱ヲ為シタルトキハ其ノ取扱ヲ為サントスルトキハ斯ベシ

第二十九條ノ八 特許上屋トハ輸出貨物又ハ特許シタルモノヲ謂フ

第三十條中「船用品」の下に「及機

第二十九條ノ九 見本ノ展示又ハ其ノ当該地域外ヘノ搬出、三 貨物ノ改裝、仕分其ノ他ノ手入若ハ加工ノ停止又ハ指定保税

四 貨物ニ付テノ簡単ナル加工税關長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域ノ藏置貨物ノ手入若ハ加工ノ停止又ハ指定保税

第五十條中「船用品」の下に「及機

第一項、同條第二項第一号、第二

指定保税地域ノ指定ヲ受ケタル土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

道ナルトキハ税關長ニ協議ノ上定

左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス一特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ

トキ

二特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

三特許ヲ受ケタル者破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四特許ノ期限満了シタルトキ

五特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第六十條中「船用品」の下に「及機

第一項、同條第二項第一号、第二

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

シタル場合ノ外其ノ保管スル外國貨物ノ関稅ニ付一切ノ責任ヲ有ス

トキハ當該処分ニ係ル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ承認ノ為ニシテ指定期間内ニ當該土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ管理者ガ

前項ノ展示ニ於テハ税關長同項ノ協議又ハ同項ノ承認ノ申請ニ係ル行為ニシテ指定保税地域ノ目的ヲ阻害セズ且取締上支障ナシト認ムルトキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認スベシ

税關長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域タル土地内ニ當該土地ノ管理者ノ同意ヲ得テ當該土地ト當該土地以外ノ場所トヲ區別スル為ノ繕壁、構築其ノ他之ニ類スル施設ヲ設クルコトヲ得

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

道ナルトキハ税關長ニ協議ノ上定

左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス一特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ

トキ

二特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

三特許ヲ受ケタル者破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四特許ノ期限満了シタルトキ

五特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第六十條中「船用品」の下に「及機

第一項、同條第二項第一号、第二

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長前項ノ処分ヲ為サントスル

トキハ當該処分ニ係ル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ承認ノ為ニシテ指定期間内ニ當該土地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ管理者ガ

前項ノ展示ニ於テハ税關長同項ノ協議又ハ同項ノ承認ノ申請ニ係ル行為ニシテ指定保税地域ノ目的ヲ阻害セズ且取締上支障ナシト認ムルトキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認スベシ

税關長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ指定保税地域タル土地内ニ當該土地ノ管理者ノ同意ヲ得テ當該土地ト當該土地以外ノ場所トヲ區別スル為ノ繕壁、構築其ノ他之ニ類スル施設ヲ設クルコトヲ得

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

道ナルトキハ税關長ニ協議ノ上定

左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス一特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ

トキ

二特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

三特許ヲ受ケタル者破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四特許ノ期限満了シタルトキ

五特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第六十條中「船用品」の下に「及機

第一項、同條第二項第一号、第二

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ第二十四

條但書ノ認許ヲ受ケタル貨物ヲ除

ク外ノ指定スル期間内ニ貨主ヲシテノ藏置貨物ノ搬出ヲ為サシムベシ此ノ場合ニ於テ其ノ消滅シタル特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者

八九八

第一項、同條第二項第一号、第二

項、同條第三項並ニ第二十

第三十九條ノ五第一項中「海路又ハ陸路」を「海路、空路又ハ陸路」に、「開港」、「港」を「開港、税關空港」に、「船長」を「船長、機長」に改め、同項第二号中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改め、同條第一項中「船長」を「船長、機長」に改める。  
第四十條中「外國貿易船」を「外國貿易船等」に改める。  
第四十一條中「船長」を「船長、機長」に改める。  
第四十六條第一項を次のように改める。  
税關ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ當該各号ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ税關ハ其ノ費用及危險ヲ負担セズ  
一 第二十九條ノ五第三項（第二十九條ノ十二ニ於テ准用スル場合ヲ含ム）、第二十九條ノ七又ハ第二十九條ノ第十第二項ノ規定ニ依リ貨物ノ搬出ヲ命ぜラレタル者其ノ命ゼラレタル期間内ニ之ヲ搬出セザルトキ  
二 前号ニ掲タル場合ヲ除ク外保税倉庫又ハ保税工場以外ノ保税地域ニ搬入シタル貨物ヲ搬入ノ日ヨリ十五日以内ニ其ノ保税地域ヨリ搬出セズ又ハ保税倉庫ニ庫入若ハ保税工場ニ移入セザルトキ  
第四十九條中「税關設置場」を「保税工場」に改める。  
第五十二條ノ三 第三十一條ノ五第一項ノ輸入貨物ニ付同條第二項ノ一項内ニ同項ノ處理が為サレザルの一條を加へる。

トキハ當該貨物ハ之ヲ税関ニ保管  
前項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ  
貨主ノ負担トス  
第五十一條ノ二及第五十二條並ニ  
前條第一項及第二項ノ規定ハ第一  
項ノ貨物ニ付テ保管ノ日ヨリ四箇  
月以内ニ第三十一條ノ五第二項ノ  
處理が為サレザル場合ニ付之ヲ抹殺シ  
用ス但シ此ノ場合ニ於テハ原產國  
又ハ原產地ノ虛偽表示ヲ抹殺シテ  
ル後ニ非ザレバ之ヲ公売又ハ充却  
スルコトヲ得ズ  
第五十三條中「船車」を「船車又ハ  
航空機」に改める。  
第五十四條中「船舶若ヘ貨物」を  
「船舶、航空機又ハ貨物」に改める。  
第五十七條中「船車」を「船車又ハ  
航空機」に改める。  
第五十八條中「船車倉庫」を「船  
車、航空機、倉庫」に改める。  
第七十九條中「船長」を「船長又ハ  
機長」に改める。  
第七十九條中「船長、陸路運送人、  
輸出申告者又ハ輸入申告者」を「船  
長、機長又ハ陸路運送人」に改め  
同條第一号から同條第三号まで削  
り、同條第四号を同條第一号とし  
第八十一條ノ二の次に次の二條を  
加える。  
第八十一條ノ三 第二十九條ノ五第  
二項（第二十九條ノ十二ニ於テ使用  
用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケ  
ズシテ同項第一号乃至第三号（第  
二十九條ノ十二ニ於テ適用スル場

合ヲ含ム)ニ掲タル行為ヲ為シタル者又ハ同項ノ許可ヲ受ケタル保管規則ニ依ラズシテ貨物ノ取扱ヲ為シ又ハ同項ノ認可ヲ受ケタル所ニ依ラズル保管料ヲ徵シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス。

第八十一條ノ四 第二十九條ノ九第  
四項ノ認可ヲ受ケタル保管規則ニ依ラズシテ貨物ノ取扱ヲ為シ又ハ同項ノ許可ノ範囲ヲ超エテ貨物ノ加工ヲ為シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス。

第八十二條第二号中「第五十八條」を「第二十九條ノ六第四項(第二十九條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第五十八條」に改める。

第八十二條ノ三中「第七十九條第一号乃至第四号若ハ第六号又ハ第八十條」を「第七十九條第一号若ハ第三号、第八十條、第八十一條ノ三又ハ第八十一條ノ四」に改める。

第八十三條第一項中「船舶」を「船舶若ハ航空機」に改め、同條第三項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第八十四條中「船車倉庫」を「船車、航空機、倉庫」に改める。

第八十九條第一項中「船車倉庫」を「船車、航空機、倉庫」に、「但シ船舶」を「但シ船車又ハ航空機」に改める。

第九十一條第一項中「第八十六條ノ三」を「第八十六條ノ四」に改める。

第九十五條中「五日」を「二十日」に改める。

第九十八條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第九十九條第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同條の次に次の一條を加える。

都道府県	空港名
東京	羽田
山口	岩国

附录

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際保税地域となつてゐるものうち保税仓库及び保税工場以外のものについては、或正前の関税法第二十九條ノ二の規定は、この法律施行後六月間限り、なお、その効力を有する。

3 国内航空運送事業令（昭和二十一年政令第三百二十七号）附則第二項の規定は、この法律施行後は、適用しない。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なむ従前の例による。

○平沼彌太郎君登壇、拍手  
十五号) の一部を次のように改正する。  
〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕  
本案は、昨年六月信用金庫法の制定に伴い、その実施に関する規定を信用金庫法施行法で定めたのであります。が、同法施行の日から一年内において、既存の信用協同組合のうち適格なるものについては、免許を以て信用金庫に転換できることとすると共に、既存信用協同組合から信用金庫となるものにつきましては、同法施行の日から二年を限り、信用金庫法第五條において規定する出資金の最低限度を緩和することになります。この規定により、既存信用協同組合は、信用金庫に転換しておるのであります。が、組織変更のための期間が来る六月で一年間となり、未だ組織変更するに至つていない信用協同組合は、緩過措置として簡易手続による転換ができる結果となるので、今回更に信用金庫法施行法の一部を改め、組織変更のための期間を更に一年間延長いたしました。するとと共に、組織変更に際しては出資金の最低限度を緩和する経過規定も同様に一年間延長いたそうとするものであります。

本案は、質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決することと決定いたしました次第であります。

次に貸付信託案について御報告申上げます。

本案は、一般投資者による産業投資を容易ならしめ、資本の蓄積を図ることを目的として、貸付信託制度を設けようとするものであります。本案の主な点について申上げますれば、第一に、貸付信託は、一個の信託約款に基づき、多数の委託者が信託した金額を信託約款に定められた特定の目的に合して運用する金銭信託で、その受益権は受益証券により表示せしめようとするものであります。第二は、受益者の保護を図り、信託財産の運用の適正を期すると共に、信託財産が予定せられるため、信託約款及びその変更については大蔵大臣の承認を要することといふ場合において、受益証券の権利者が買取り請求をした場合、受託者は固有の名式とすると共に、受益証券の譲受者は、委託者の権利義務を承継せしめることがいたしております。第三に、受益証券は、受益者の請求により記名式とする場合のほか、無記名式とすると共に、受益証券の譲受者は、委託者の権利義務を承継せしめることがあります。第四に、貸付信託の信託期間は二年

以上となつておるのであります。この制度を普及せしめるために、この法律施行後一年を限り、その期間を一年以上とすることとしたそとをするものであります。

第五に、受益証券の消化を容易ならしむると共に、長期資金の融資先の資金の安定を図るため、信託会社が一年の信託期間に代えて、信託会社が一年の信託期間を置き、その固有財産を以て受益証券を買い取り得る途を開こうといふのであります。

第六に、信託財産の保全を図るために、元本の損失を生じた場合に、これを補填する契約をしたときは、その補

填に充てるため、その収益のうちから特別の保留金を立てることを義務付け、元本に損失を生じた場合に限り、これを取り崩すことができるにいたそうとするものであります。なお政

府委員の説明によりますれば、本案施行後ににおける貸付信託制度への資金投

資は約六十億円くらいと予想されるとの説明がありました。

本案は、質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に閣税法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

本案は、平和條約の締結に伴い、関税関係の国際協約及び協定に加入又は参加の承認を申請することが予想されますので、その準備として閣税法に所

要の改正をしようとするものであります。その内容を申上げますと、まず税関手続の簡素化に関する国際協約の関係についてであります。第一に、通關手續の簡易化と輸入者の便宜のために關稅の制度を普及せしめるために、この法を認めることとし、これに伴つて必要な徵收規定を設けようとすることであります。第一は、貨物保稅地域及び倉庫料等の合理的な制度を確立するため、保稅地域の明確な指定、指定された土地及び建設物等の処分、用途変更、それらの保管規則及び保管料の決定、輸出入貨物の通過、税關検査等、

關稅行政上必要最小限の規制をすると共に、特許上屋についても明確に規定しよとするところであります。第三は、虚偽申告、虚偽證明、虚偽添附書類の提出等、税關手續又は規則の軽減な違反に対する苛酷な罰則を科さぬよう規定を整備しようとするであります。次に、貨物の原產地虚偽表示の防止に関する協定関係であります。また、貨物の輸入防止のため虛偽表示をした貨物の輸入防止のため

午前十一時五十五分散会

○本日の会議に付した事件  
一、議員の請假  
一、日程第一 会社更生法案  
一、日程第二 破産法及び和議法の

一部を改正する法律案

一、日程第三 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

一、日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、日程第五 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

一、日程第六 信用金庫法施行法の一部を改正する法律案

一、日程第七 貸付信託法の一部を改正する法律案

一、日程第八 閣稅法の一部を改正する法律案

一、日程第九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第二十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第三十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第四十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第五十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第六十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第七十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第八十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第九十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百一十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百二十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十一 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十二 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十三 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十四 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十五 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十六 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十七 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十八 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百三十九 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百四十 田舎町の警備維持に関する法律案

一、日程第一百四十一 田舎町の警備維持に関する法律案

島津	忠彦君	中川	實君
玉柳	九鬼致十郎君	大矢半次郎君	信次君
郡	祐一君	常猪君	幸平君
植瀬	春彦君	廣瀬與兵衛君	法晴君
古池	信三君	加藤武德君	仁藏君
木村	守江君	山本米治君	謙三君
一松	政二君	石川榮二君	三男君
徳川	頼貞君	西山	源吾君
大島	定吉君	草葉	羽生三七君
小林	英三君	左藤	石川清一君
川村	松助君	中川	高田なほ子君
溝口	守江君	杉原	石川清一君
前田	大野木秀次郎君	小野	高田なほ子君
堀	長谷山行教君	入交	吉田吉田君
鈴木	昇君	寺尾	吉田吉田君
宮本	邦彦君	三浦	吉田吉田君
松本	未治君	辰雄君	吉田吉田君
平沼彌太郎君	義君	秋山俊一郎君	吉田吉田君
小川	久義君	石村	吉田吉田君
園	伊能君	有馬	吉田吉田君
池田	太一君	長島	羽仁
宇右衛門君	鈴木	赤松	千田正君
駒井	久義君	小泉	須藤
油井賢太郎君	伊能君	秀吉君	木下
中山	壽彦君	亦治君	須藤
大屋	晋三君	當子君	岩崎正三郎君
黒川	武雄君	龍野喜一郎君	源吾君
石坂	豊一君	天野	三七君
大隈	信幸君	繁雄君	紅露
谷口弥三郎君	清澤俊英君	山崎	吉田
小瀧	彬君	藤野	吉田
栗山	良夫君	貞祐君	定義君
良夫君	小酒井義男君	猛君	法晴君
深川	タマエ君	西村直巳君	仁藏君
大島	境野	天野	謙三君
小林	清雄君	山崎	源吾君
木内	キヤウ君	繁雄君	羽生三七君
稻垣平太郎君	若木	龍野喜一郎君	石川清一君
大隈	勝藏君	天野	高田なほ子君
小林	孝平君	繁雄君	吉田吉田君
若木	勝藏君	山崎	吉田吉田君
栗山	良夫君	天野	吉田吉田君

政府委員	國務大臣	文部大臣	農林大臣	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
地方自治	國務大臣	文部大臣	農林大臣	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
法務政務次官	國務大臣	文部大臣	農林大臣	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
大藏政務次官	國務大臣	文部大臣	農林大臣	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
前園喜一郎君	前園喜一郎君	前園喜一郎君	前園喜一郎君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
滝井治三郎君	滝井治三郎君	滝井治三郎君	滝井治三郎君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
高橋進太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	高橋進太郎君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
池田	有馬	赤松	千田正君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
宇右衛門君	長島	羽仁	須藤	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
駒井	安井	小林	愛一君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
油井賢太郎君	銀藏君	赤松	千田正君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
中山	壽彦君	羽仁	須藤	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
大屋	晋三君	小林	愛一君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
黒川	武雄君	赤松	千田正君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
石坂	豊一君	羽仁	須藤	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
大隈	信幸君	小林	愛一君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
谷口弥三郎君	清澤俊英君	赤松	千田正君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
小瀧	彬君	羽仁	須藤	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生
栗山	良夫君	小林	愛一君	水橋	上條	岩間	野濱	椿	羽生

昭和二十七年五月十九日 参議院会議録第四十一号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部

十 円

(送付実費)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五  
印 振替東京一九二一九〇〇〇〇  
副官報課

九〇九